

## 純損益とその他の包括利益 その2

— ASBJ ペーパー「純損益／  
その他の包括利益および測定」を中心にして—

榊原 英夫

### 目次

I はじめに

II 包括利益、純損益および OCI の定義と純損益の特徴

(1) ASBJ ペーパー (2013) による包括利益、純損益および OCI の定義

(2) ASBJ ペーパー (2013) による純損益の特徴

III 同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関する見解

(1) IASB・D.P. (2013年) による同一項目に対する2つの測定基礎の使用  
に関する見解

(2) ASBJ ペーパー (2013) による同一項目に対する2つの測定基礎の使用  
に関する見解

(3) ASBJ ショート DP による同一項目に対する2つの測定基礎の使用に  
関する見解

IV 現行の IFRS における OCI 項目の分析

V むすび

### I はじめに

IASB は、2013年7月18日にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下において、IASB・D.P. (2013年) と

略称する)を公表した<sup>1)</sup>。IASB・D.P. (2013年)のセクション6において「測定」、セクション8において「包括利益計算書における表示—純損益とその他の包括利益—」について議論されている。ASBJは、「純損益／その他の包括利益および測定」と題したペーパー(以下において、ASBJペーパー(2013)と略称する)を2013年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)の会議における議論のために提示した。ASBJは、ASBJペーパー(2013)においてIASB・D.P. (2013年)のセクション6とセクション8の関係の分析に焦点を当てている。ASBJペーパー(2013) ([1],p.1)によれば、ASBJは、概念フレームワーク・プロジェクトに対するIASBの取組みを非常に高く評価している。また、ASBJは、IASB・D.P. (2013年)で示されたIASBの提案について多くの点で共通の見解を有している。しかしながら、ASBJは、IASB・D.P. (2013年)には改善する余地のある下記のような領域があると考えている。

- ① 財務諸表の構成要素(包括利益、純損益およびその他包括利益)
- ② 同一項目に対する2つの測定基礎の使用
- ③ その他の包括利益

本論文は、ASBJペーパー(2013)を中心に上記の領域に関するASBJの見解を検討する。具体的には、Ⅱ節において、ASBJペーパー(2013)における財務諸表の構成要素に関するASBJの見解を検討し、Ⅲ節において、IASB・D.P. (2013年)とASBJによる同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関する見解を検討する。ASBJの見解として、ASBJペーパー(2013)における見解と合わせてASBJが2014年に公表したショートディスカッション・ペーパー「OCIは必要か?」(以下において、ASBJショートDPと略称する)における見解も検討する。Ⅳ節において、ASBJペーパー(2013年)における現行のIFRSにおけるOCI項目の分析について検討する。なお、本論文において、その他包括利益(other comprehensive income)はOCIと略称する。

## II 包括利益、純損益および OCI の定義と純損益の特徴

本節においては、ASBJ ペーパー（2013）における財務諸表の構成要素に関する ASBJ の見解を検討する。

### (1) ASBJ ペーパー（2013）による包括利益、純損益および OCI の定義

ASBJ ペーパー（2013）によれば、IASB・D.P.（2013年）は、資産、負債、持分、収益および費用を構成要素として定義することを提案する一方、包括利益、純損益および OCI は定義しないままとしている<sup>2)</sup> ([1],para.4)。他方、ASBJ は、包括利益および純損益を財務諸表の構成要素として次のように定義することを提案している<sup>3)</sup> ([1],para.5)。

- ① 包括利益とは、純資産を構成する認識された資産および負債について企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動のうち、所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除いたものである。
- ② 純損益とは、純資産を構成する認識された資産および負債について企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動のうち、所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除いたものである。

また、ASBJ ペーパー（2013）([1],para.7)によれば、ASBJ は、包括利益が純損益と異なる場合に、「連結環」として使用される OCI を財務諸表の構成要素として次のように定義することを提案している。

「OCI とは、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定値と企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定値が異なる場合に使用される『連結環』である。」

ASBJ ペーパー（2013）([1],para.9)によれば、ASBJ は、資産、負債、持分、純損益、包括利益および OCI は、すべて財務諸表の構成要素として扱うべき

だと考えている。また、ASBJは、財務諸表の構成要素は財務報告の目的に照らして決定すべきだと考えている。特に、ASBJは、IASBの概念フレームワーク（文献[4]）における次の各項を財務諸表の構成要素を決定する際に考慮すべきであると考えている。

- ① 一般目的財務報告書は、報告企業の財政状態に関する情報を提供する。これは、企業の経済的資源および報告企業に対する請求権に関する情報である（[4],para.OB12）。
- ② 企業の経済的資源および請求権の変動は、当該企業の財務業績および負債性または資本性金融商品の発行等の他の事象または取引から生じる（[4],para.OB15）。
- ③ 報告企業の財務業績に関する情報は、企業が自らの経済的資源を利用して生み出したリターンを利用者が理解するのに役立つ（[4],para.OB16）。

ASBJペーパー（2013）は、「財務諸表の構成要素の中には、財務報告の目的に照らして直接的に決定すべきものがある一方、財務諸表の構成要素間の相互関係（以下、「連携」という）を考慮して決定すべきものもある（[1],para.10）」と述べたうえで、財務諸表の構成要素を次のように決定している。

第1に、ASBJは、資産、負債、持分および純損益は、財務報告の目的から直接的に導かれる財務諸表の構成要素として扱うべきだと考えている。ASBJの考えでは、資産、負債および持分の合計は、企業の財政状態の報告の観点から最も目的適合性の高い情報を提供するものであり、したがって、財務諸表の構成要素として扱うべきである。さらに、純損益は企業の財務業績を報告するための最も目的適合性の高い情報を提供すると考えている<sup>4)</sup>（[1],para.11）。

第2に、ASBJは、包括利益とOCIは、財務諸表の構成要素間の相互関係を表すために、財務諸表の構成要素として扱うべきだと考えている。持分を財務諸表の構成要素として扱う場合には、連携のために包括利益も財務諸表の構成要素として扱う必要がある<sup>5)</sup>。OCIも、純損益と包括利益を財務諸表の構成要

素として扱う場合には、連携のために財務諸表の構成要素として扱う必要がある<sup>6)</sup> ([1], para.12)。

なお、IASB・D.P. (2013年) ([7], para.5.2) は、「現行の『概念フレームワーク』は、『持分』を企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分として定義している。IASBの予備的見解としては、この定義を変更すべきではない」と述べている。また、IASB・D.P. (2013年) ([7], para.2.37) は、「現行の『概念フレームワーク』の規定によれば、利益の測定に直接関係する構成要素は収益および費用であり、それらは次のように定義される」と述べている<sup>7)</sup>。

- (a) 収益: 当該会計期間中の資産の流入若しくは増価または負債の減少といった形態をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるもの。
- (b) 費用: 当該会計期間中の資産の流出若しくは減価または負債の発生といった形態をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるもの。

## (2) ASBJ ペーパー (2013) による純損益の特徴

ASBJ ペーパー (2013) は、「前項の定義 (純損益とは、純資産を構成する認識された資産および負債について企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動のうち、所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除いたものである—引用者挿入) は、純損益を算出するために使用されるメカニズムを説明しているが、純損益の性質については触れていない ([1], para.17)」と述べたうえで、「純損益は、ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的 (all-inclusive) な測定値を表す ([1], para.18)」とその特徴を記述することを提案している。ASBJ ペーパー (2013) は、純損益の特徴を記述する際の主要な2つの概念 (①「企業の事業活動に関する不可逆な成果」と②「包括的」) について、

以下のように詳細に説明している。

### 1) 企業の事業活動に関する不可逆な成果

ASBJ ペーパー (2013) は、『企業の事業活動に関する不可逆な成果』という語句は、企業の事業活動に関する不確実性が、成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまで減少することを意味する ([1] ,para.20)」と説明したうえで、純損益の特徴として「企業の事業活動に関する不可逆な成果」を要求する理由を次のように説明している<sup>8)</sup>。

「ASBJ ペーパーは、純損益は企業の過去の財務業績を反映する『企業の事業活動に関する不可逆な成果』を示すべきだと考えている。利用者が企業への将来のキャッシュ・フローの見通しを評価するのに役立つためである。『企業の事業活動に関する不可逆な成果』について報告することが重要である理由は、純損益の中に、企業の事業活動の成果のうち当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまで不確実性が減少していないものが含まれている場合には、情報が十分に堅牢ではなく、また、そうした情報は、利用者が将来の正味キャッシュ・フローの見通しを評価する際に、利用者を誤らせるおそれがあるからである ([1] ,para.22)。企業が事業活動を行う場合に、企業は何らかの将来キャッシュ・フローが生み出されるという期待を有している。しかし、企業の事業活動の成果は、通常は当初不確実である。ASBJ の考えでは、純損益を認識すべきなのは、企業の事業活動の成果に関する不確実性が、当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまで減少している場合である ([1] ,para.23)。」

さらに、ASBJ ペーパー (2013) は、具体的な例によって、純損益の①の特徴「企業の事業活動に関する不可逆な成果」を次のように説明している。

たとえば、資産が販売された場合には、純損益を認識すべきである。企業の事業活動の成果に関する不確実性が、支配の移転を通じて完全に消滅するからである。さらに、ASBJ は費用の認識をこの概念で説明できると考えてい

る。たとえば、有形固定資産の減価償却を認識すべきなのは、企業の事業活動の成果に関する不確実性が、当該資産の経済的便益が消費された範囲で当該成果が不可逆とみなされるところまで減少しているからである（[1] ,para. 23・footnote7）。また、負債証券の場合には、企業は、当該資産を報告日時点で売却したならば、現在市場価格に相当するキャッシュ・フローを生み出すことができるが、当該資産を条件に従った回収のために保有するのか売却するのかが確かでないこともある。この場合には、当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか（すなわち、条件に従った回収のために保有するのか売却するのか）に関する不確実性が、成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまでは減少していない。したがって、現在市場価格の変動を反映した再測定による利得または損失は、純損益に認識すべきではない。他方、資産が売却された時点で、その不確実性は消滅し、したがって純損益を認識すべきである（[1] ,para.24）。また、投資をトレーディング目的で行っている場合には、企業の事業活動の成果は不可逆とみなされる。企業は現在市場価格の変動に関する不確実性を積極的に受け入れたのであり、したがって、取得原価と現在市場価格との間の変動は、こうした投資の目的に照らせば、事業活動の成果を表すものだからである。したがって、現在市場価格の変動は、発生時に純損益に認識すべきである（[1] ,para.26）。

## 2) 包括的

ASBJ ペーパー（2013）（[1] ,para.29）は、『『包括的（all-inclusive）』という語句は、ある期間に発生したすべての取引および事象が考慮されることを含意している』と述べたうえで、「包括的」という語句が含意している意味内容について、次のように説明している<sup>9)</sup>。

- ① ASBJ は、包括利益と純損益との間の相違は本質的には時期の相違であり、概念上、全会計期間の純損益の累計額は、全会計期間の包括利益の累計額と等しくなるべきであると考えている（[1] ,para.30）。

② ASBJ の考えでは、全会計期間の純損益の累計額は、全会計期間の正味キャッシュ・フローの累計額（所有者としての立場での所有者との取引から生じたキャッシュ・フローを除く）と等しくなるべきである。企業の価値を評価する際に、財務諸表の利用者は、通常、当該企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見込みを評価するために、フロー情報に依拠する<sup>10)</sup>。財務諸表の利用者は、純損益は彼らが参照できる最も有用な指標の1つであると指摘してきた。しかし、これらの利用者は、純損益情報の完全性（integrity）がキャッシュ・フローとの整合性で裏付けられていない場合には、純損益を参照することが困難と考えるかもしれない（[1] ,para.31）。

③ 「包括的」という概念は、予想された成果と予想外の成果の両方が明示的に純損益に含まれることを含意している。事業活動の過程で、予想された成果と予想外の成果（すなわち、当初に予想されていなかった期待外の利得）の両方が発生する可能性がある。「包括的」という概念を要求することにより、いわゆる「期待外の利得（windfall）」が純損益に含まれることになる（[1] ,para.32）。

要するに、「包括的」という概念のもとでは、①全会計期間の純損益の累計額は、全会計期間の包括利益の累計額と等しくなるべきである。②全会計期間の純損益の累計額は、全会計期間の正味キャッシュ・フローの累計額と等しくなるべきである。③純損益には、期待外の利得が含まれる。

### Ⅲ 同一項目に対する2つの測定基礎の使用

本節において、同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関する3つの見解、①IASB・D.P.（2013年）による見解、②ASBJペーパー（2013）による見解および③ASBJショートDPによる見解について検討する。

(1) 同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関するIASB・D.P. (2013年)  
の見解

ここでは、同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関するIASB・D.P. (2013年)の見解をその基本的見解と補足的見解とに分けて検討する。

1) 同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関するIASB・D.P. (2013年)  
の基本的見解

IASB・D.P. (2013年)は、同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関する基本的な見解を次のように主張している。

- ① 測定は、財政状態計算書と純損益およびその他の包括利益の計算書の両方に影響を与える。これらの両計算書が、利用者に目的適合性のある情報を提供する必要がある。財政状態計算書だけまたは純損益およびその他の包括利益 (OCI) を表示する計算書だけを考慮して測定を選択することは、通常は、財務諸表の利用者にとって最も目的適合性のある情報を生み出さないであろう ([7],para.6.15)。
- ② IASBの考えでは、特定の測定の目的適合性は、投資者、債権者および他の与信者が、当該タイプの資産または負債が企業の将来キャッシュ・フローに寄与する方法をどのように評価する可能性が高いかによって決まる<sup>11)</sup> ([7],para.6.16)。資産または負債が将来キャッシュ・フローに寄与する方法は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを財務諸表の利用者が評価する方法に影響を与える。このため、IASBの予備の見解としては、(a) 個々の資産についての測定の選択は、それが将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかによって決めるべきである。(b) 個々の負債についての測定の選択は、企業が当該負債をどのように決済または履行するのかによって決めるべきである ([7],para.6.17)。
- ③ 資産が最終的にキャッシュ・フローに寄与するであろう方法は、しばしば、不確実であろう<sup>12)</sup> ([7],para.6.75)。資産が将来キャッシュ・フロー

にどのように寄与するのかに関する不確実性の取扱いについて、1つの考えられる方法は、資産について複数の測定値を提供することであろう。この方法は、一方の測定値を財政状態計算書において使用し、別の測定値を純損益に認識する金額を決定するために使用する（この2つの測定値の間の差額はOCIに表示する）ことによって行われる<sup>13)</sup> ([7],para.6.76)。

- ④ 長期性の資産または負債の中にはその再測定を純損益の外で反映するのが最も適切であるとの見解を有する者によれば、それらの項目の長期的な性質や割引率などのようなインプットの小さな変動に対して生じる感度によって、将来のリターンについての予測力が低い再測定、あるいは、場合によっては、純損益の情報を不明瞭にするまたは理解を困難にするかもしれない再測定が生じると考えられている ([7],para.8.86)。こうした状況で、再測定（または、より一般的には、再測定の分解した構成要素）をOCIに表示することは、資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与する可能性が高いのかまたは負債がどのように決済される可能性が高いのかに関して、透明性のより高い情報を提供するであろう ([7],para.8.87)。
- ⑤ 収益および費用の項目が次の(a)～(c)の特徴のすべてを有している場合には、IASBはそれらをOCIに認識すること（同一項目に対する2つの測定基礎の使用）を検討すべきである ([7],para.8.88)。
- (a) 長期間にわたり、資産が実現するまたは負債が決済するであろう。
  - (b) 当期の再測定が、資産または負債の保有期間にわたり、完全に元に戻るかまたは著しく（いずれかの方向に）変動する可能性が高い。
  - (c) 当期の再測定の全部または一部をOCIに認識することにより、企業が自らの経済的資源に基づいて得たリターンの主要な指標としての純損益の目的適合性と理解可能性が高まる。

## 2) 同一の資産に対する2つの測定基礎の使用に関するIASB・D.P. (2013年)の補足的見解

IASB・D.P. (2013年)は、資産に対する2つの測定基礎の使用に関する基本的見解(6.16項および6.17項-9頁参照)を「特定の測定の目的適合性は、投資者、債権者および他の与信者が、当該タイプの資産または負債が企業の将来キャッシュ・フローに寄与する方法をどのように評価する可能性が高いかによって決まる。したがって、IASBの予備的見解としては、特定の資産に使用する測定は、それがどのように将来キャッシュ・フローに寄与するのかにより決めるべきである([7],para.6.73)」と再度述べたうえで、IASB・D.P. (2013年)は、資産が将来キャッシュ・フローに寄与する下記の(a)から(d)の4つの一般的な方法を提示している([7],para.6.74)。

- (a) 収益を生み出すために事業活動において資産を使用する方法
- (b) 資産を売却する方法
- (c) 条件に従った回収のために資産を保有する方法
- (d) 資産を使用する権利について他者に料金を課す方法

IASB・D.P. (2013年)は、「IASBは、特定の基準を開発または改訂する際に、資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかに関する不確実性の取扱い方法を決定することになるが、IASBが不確実性をどのように扱おうと、資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかを考慮することが必要となるであろう([7],para.6.77)」と述べ、資産が将来キャッシュ・フローに寄与する上記の(a)から(d)の方法について、以下のように論じている。

### (a) 収益を生み出すために事業活動において資産を使用する方法

IASB・D.P. (2013年)は、収益を生み出すために事業活動において資産を使用する方法について、「いくつかの資産は、①企業が販売する資産またはサービスの購入、製造、販売、または配送か②企業の営業活動を維持するために必要な管理、財務またはその他の機能、のいずれかに使用されることにより、将

来キャッシュ・フローに間接的に寄与する（[7],para.6.78）」と説明たうえで、IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.79）は、収益を生み出すために事業活動において資産を使用する方法については、原価ベースの測定が現在市場価格の測定よりも目的適合性の高い情報を提供するとの見解を次のように主張している<sup>14)</sup>。

「キャッシュ・フローを間接的に生み出す資産（たとえば、企業が使用する資産）を現在市場価格で測定することは、必ずしも当該資産が生み出すであろうキャッシュ・フローに関する最善の情報を提供しない。資産価格の変動による利得および損失は、減損または減損の戻入れを示すものでない限り、目的適合性がないであろう。企業が使用する資産からの将来キャッシュ・フローに関する見通しは、取引、資産の消費、資産の減損および負債の履行についての情報を用いて評価できる。企業が使用する資産については、原価ベースの測定は、通常、現在市場売却価格が生み出す収益および費用よりも目的適合性と理解可能性の高い収益および費用を生じる。さらに、原価ベースの測定の方が、現在測定よりも単純であり、提供コストがしばしば安価である。」

また、IASB・D.P.（2013年）は、棚卸資産の特徴について、「棚卸資産は販売されるものであるが、企業の他の資産と独立してキャッシュ・フローを生み出すことができないという点で、使用される資産と類似している（[7],para.6.80）」と説明したうえで、棚卸資産については、原価ベースの測定が目的適合性の高い情報を提供するとの見解を次のように主張している<sup>15)</sup>。

「原価ベースの測定は、次のような理由により、棚卸資産に対する目的適合性が他のタイプの売却される資産に対する目的適合性よりも高い。

- (a) コモディティや金融商品の売却とは異なり、棚卸資産の販売には、通常、購入者を探し出すための相当の活動を売手が行うことを必要とする。
- (b) 棚卸資産の反復的な販売から生じる将来キャッシュ・フローに関する見通しの評価は、通常、将来のマージンに関する予想に基づいており、これは過去の売上、売上原価、および純損益の他の反復的な構成項目に関

する原価ベースの情報から算出される。現在市場売却価格を使用すると、この情報が不明瞭となる可能性がある（[7],para.6.80）。」

一方、IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.82）は、原価ベースの測定（歴史的な原価に基づく測定）に対して次のような批判があると述べている。

- ① 減損損失と戻入れの認識が、能力の変化よりも遅れる傾向がある。企業のキャッシュ・フロー生成能力が帳簿価額を大きく上回っている場合には、帳簿価額がもはや回収可能ではなくなり、減損損失が認識されることとなる前に、能力が大幅に低下している可能性がある。
- ② 代替的な減価償却方法が利用可能であり、その中には、キャッシュ・フロー生成能力の低下を他の方法よりも一層厳密に追跡するものがある。
- ③ 減損損失を認識するが、資産のキャッシュ・フロー生成能力が増大した場合に生じる利得を認識しないことは、中立的でない。
- ④ 原価ベースの測定は、企業が価値の増加した資産の売却を決定する場合があるとの事実を無視するものである。

#### **(b) 資産を売却する方法**

IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.83）は、資産を売却する方法については現在出口価格が目的適合性の高い情報を提供するとの見解を次のように主張している。

「売却予定の資産は直接的なキャッシュ・フローを生み出すであろう。このことは、ほとんどの場合、現在出口価格（または、場合によっては、売却コスト控除後の現在出口価格）に目的適合性がある可能性が高いことを含意している。現在出口価格を入手するコストは、おそらく正当化され、多くの場合特に高くはないであろう。したがって、本ディスカッション・ペーパーは、現在出口価格が売却を通じて実現されるであろう資産についての最も適切な測定値であることを示唆している。そうした資産には、金融商品に対する投資（回収のために保有されていない場合）、貴金属や穀物などのような取引コモディティ、

棚卸資産以外の売却予定の実物資産などがある。」

また、IASB・D.P.（2013年）は、投資不動産について、現在市場価格が原価ベースの情報よりも目的適合性の高い情報を提供することが多いであろうとの見解を次のように主張している。

「開発中または長期にわたり保有している投資不動産についての現在市場価格を入手するコストは、その便益により正当化されないという意見を表明してきた者がいる。現在市場価格は、見積りのための多大な労力と、当該不動産との類似性が十分ではないかもしれない不動産に関わる取引からのインプットを必要とする。原価ベースの測定の方が、コストが低く主観性が少ないであろう（[7],para.6.84）。しかしながら、投資不動産については、取得原価は将来キャッシュ・フローとほとんどまたは全く関連がない。特に、キャッシュ・フローが長い年数にわたり生じないであろう場合はそうである。不動産は十分に同質的ではなく、売却は十分に頻繁に発生するわけではないので、将来の正味キャッシュ・フローを評価するために、キャッシュ・フローおよび純損益の過去の傾向を使用することはできない（[7],para.6.85）。」

#### **(c) 条件に従った回収のために資産を保有する方法**

IASB・D.P.（2013年）は、条件に従った回収のために資産を保有する方法について、原価ベースの情報が目的適合性の高い情報を提供するであろうとの見解を次のように主張している。

「多くの金融商品の条件は、発行者が支払を行うかまたは他の金融商品を引き渡すことを要求する。ほとんどものではないにしても、多くのものは売却できるが、企業はそれらを保有して契約上のキャッシュ・フローを回収することができる（[7],para.6.86）。金利のようなリターンがあり、契約上のキャッシュ・フローの変動可能性が大きい貸付金、債券および他の債権は、しばしば、回収のために保有される。それらの資産の経済性は2つの要因（実効利回りと回収可能性）により大きな影響を受ける（[7],para.6.87）。財務諸表の利用者は、

利回りに関する将来の見通しを、経営者の過去の収益性のある貸付金またはその他の債権の組成または購入における成果を分析することによって評価することが予測できる。回収可能性（および回収可能性の欠如）は常に目的適合性がある。原価ベースの金利収益は、経営者が見積る貸倒費用とともに、実効利回りおよび回収可能性に関する目的適合性のある情報を提供する可能性が高い（[7],para.6.88）。」

しかしながら、IASB・D.P.（2013年）は、「6.19項<sup>16)</sup>で論じたとおり、回収のために保有されているいくつかのタイプの金融資産については、原価ベースの測定は、将来キャッシュ・フローに関する見通しを評価するために使用できる目的適合性のある情報を提供しない場合がある。したがって、現在市場価格が最も目的適合性のある情報を提供する可能性が高い。このタイプの資産には次のものがある（[7],para.6.89）」と主張している。

- ① 純額で決済されるデリバティブおよびキャッシュ・フローの変動可能性が大きい混合金融商品
- ② キャッシュ・フローが発生することは確定していないが定額のキャッシュ・フローを定めた条件を有するクレジット・デフォルト・スワップや類似の金融商品などのデリバティブ金融商品
- ③ 現金の交換を伴うが、最終的な利得または損失の大きな変動可能性がある、外国為替の売買の先渡契約などのその他の金融商品

なお、IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.90）は、デリバティブの測定については通常現在市場価格が適切であるが、デリバティブがキャッシュ・フロー・ヘッジの手段である場合には、特別の配慮が必要であるとの見解を次のよう主張している。

「一部のデリバティブ（ヘッジ手段）は、他の資産、負債または予定取引（ヘッジ対象またはヘッジ対象取引）の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するために保有される。財務諸表の利用者はデリバティブから生じるであ

ろうキャッシュ・フローを評価する必要があるので、現在市場価格がデリバティブの測定については適切である。しかしながら、ヘッジ対象が現在市場価格で測定されていない場合には、測定のみスマッチが生じる。その結果、他の未認識の利得または損失と全部または一部が経済的に相殺される利得または損失が純損益に生じる。IASBは、ヘッジ対象の測定方法、またはヘッジ手段に係る利得および損失の表示方法（セクション8で論じる）を決定する際に、この測定のみスマッチを考慮する必要があるであろう。」

D.P.(2013年)は、のみスマッチのある再測定について次のように説明している。

「収益または費用の項目が、場合によっては、資産、負債または過去のもしくは予定された取引の結び付いた集合体の一部分だけの影響を表していることがある。このことは、その結び付いた集合体の中の項目の1つ（またはある項目の一部分）が定期的に現在価額に再測定され、それと結び付きのある項目が再測定されないかまたは認識されるとしても後の時期まで認識されない場合に生じる。のみスマッチのある再測定は、収益と費用の項目が項目の結び付いた集合体をきわめて不完全にしか表現しないために、IASBの意見によれば、企業が当期に自らの資源に基づいて得たりターンに関して目的適合性のほとんどない情報しか提供しない場合である。このような場合、のみスマッチのある再測定を純損益に認識すると、純損益に含まれる金額の理解可能性と予測価値を低下させることになるであろう（〔7〕,para.8.62）。たとえば、IFRSはほとんどのデリバティブを公正価値で測定することを要求している。デリバティブを予定取引のヘッジに使用する場合、デリバティブの公正価値の変動が、収益または費用が予定取引から生じる前の報告期間に発生する場合がある。デリバティブとヘッジ対象の影響を一緒に表示できるようになるまで、デリバティブの再測定から生じる利得または損失は、企業が当期中に自らの資源に基づいて得たりターンに関する最も目的適合性を有する情報を提供しないかもしれないと主張しうる。ヘッジが有効で、IFRSに準拠してヘッジ会計に適格である場合に

は、企業はデリバティブに係る利得または損失を OCI で報告し、その後、予定取引が純損益に影響を与える時に当該利得または損失を純損益にリサイクルする。このことにより、財務諸表の利用者は、ヘッジ関係の結果を理解できる ([7],para.8.63)。」

#### (d) 資産を使用する権利について他者に料金を課す方法

IASB・D.P. (2013 年) ([7],para.6.91) は、資産を使用する権利について他者に料金を課す方法について、「実物資産または知的財産の保有者は、当該資産を使用する権利に対して他者に料金を課す場合がある。こうしたキャッシュ・フローを生み出す方法としては、リース、賃貸、フランチャイズ契約、料金の請求 (入場料、駐車料、着陸手数料若しくは埠頭使用料、通行料またはロイヤルティ) などがある」と説明している。IASB・D.P. (2013 年) は、こうしたキャッシュ・フローを生み出す方法の場合、資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかについて、「状況によっては、現物資産または知的財産の保有者 (所有者) が財務諸表において当該資産をもはや認識せずに、その代わりに金融資産と残存資産を認識するであろう。当該金融資産は、通常は回収のために保有されるので、6.86 項から 6.90 項 (14 ~ 15 頁—引用者挿入) の議論が当てはまる。残存資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかは、最終的にそれを企業が売却するのか、再リースするのか、使用のために保有するのかに応じて決まる ([7],para.6.92)」と述べたうえで、IASB・D.P. (2013 年) は、資産を使用する権利について他者に料金を課すために保有されている資産の現在市場価格に関する情報の目的適合性について、次のように主張している。

「企業が実物資産または知的財産の全体の認識を継続している状況においては、保有されている資産は、回収のために保有される金融資産とも使用のために保有される資産とも異なっている。使用料を請求する資産からのキャッシュ・フローには、既存の契約から生じる契約上のキャッシュ・フローと、将来の契約または資産の最終的な処分から生じるであろう事後のキャッシュ・フローの

両方が含まれる。使用料を請求する資産の現在市場価格は、経済的耐用年数全体にわたり、既存の契約および考え得る将来の契約の両方に基づいて、使用に対して料金を請求することによってキャッシュ・フローを生み出す能力を反映する（[7],para.6.93）。しかしながら、少額の使用料請求項目からなる大きなグループについては、将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために過去の収益、費用およびキャッシュ・フローに関する情報を使用することができる。したがって、原価ベースの情報が目的適合性の高い情報を提供する可能性が高い（[7],para.6.94）。現在市場価格に関する情報の目的適合性は、企業が所有する個々の資産のそれぞれが企業全体にとって重要となるほど、増大する可能性が高い（たとえば、土地、建物、遊園地、船舶、航空機、および類似の高価な項目）。現在市場価格または現在市場価格の見積りへのインプットとして使用するための情報は、しばしば、このタイプの実物資産について利用可能である。多くの市場で、土地、建物および他の高価な不動産の借入および保険の目的での鑑定評価について、容認されている技法がある。それらの測定値は現在市場価格ではないかもしれないが、現在市場価格の見積りにインプットを提供することができる（[7],para.6.95）。」

### 3) 同一の負債に対する 2 つの測定基礎の使用に関する IASB・D.P. (2013 年) の補足的見解

IASB・D.P. (2013 年) は、「資産の場合と同じように、負債の性質およびその決済方法は、当該負債についての適切な測定を識別する際に重要である（[7],para.6.97）」と述べたうえで、「負債は 2 つのグループ（「明示された条件のある負債」と「明示された条件のない負債」）に分類される（[7],para.6.98）」と述べている。

IASB・D.P. (2013 年)（[7],para.6.99）は、「明示された条件のない負債」については、キャッシュ・フロー・ベースの測定<sup>17)</sup>が目的適合性の高い情報を提供するとの見解を「明示された条件のない負債は、不法行為あるいは法令ま

たは規則違反から生じる場合がある。このタイプの負債は、決済金額を決定するために交渉または訴訟が必要である。明示された条件のない負債については、当該負債に原価がないので原価ベースの測定は可能でなく、現在市場価格は算定が困難である可能性が高い。したがって、キャッシュ・フロー・ベースの測定が、明示された条件のない負債についての唯一の選択肢となるであろう」と主張している。

また、IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.100) は、「契約上の負債のタイプには、明示された条件はあるが、決済金額が非常に不確実で未だ決定されていないもの(たとえば、保険契約や退職後給付)がある([7],para.6.100)」と述べたうえで、「このタイプの負債については、原価ベースの測定が目的適合性のある情報を提供する可能性は低く、現在市場価格は算定が困難な場合がある。したがって、キャッシュ・フロー・ベースの測定が、このタイプの負債についても、最も目的適合性の高い情報を提供するであろう([7],para.6.100)」と主張している。

IASB・D.P. (2013年) ([7],para.8.90) は、同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関するIASB・D.P. (2013年)の基本的見解の⑤(10頁参照)に基づいて、明示された条件はあるが、決済金額が非常に不確実で未だ決定されていないタイプの負債(たとえば、確定給付年金負債または資産の純額の再測定)について、次のように説明している。

「個々の義務は、従業員が退職し最終的には死亡するにつれて決済されるであろう。この形態の決済の対象期間は、一般的に長期的なもの(つまり、従業員の寿命)と考えられる。この対象期間の長さやリスクの性質により、確定給付制度債務および制度資産から生じる保険数理差損益は、多くの報告期間にわたり著しく変動すると予想される。再測定は将来キャッシュ・フローの不確実性とリスクに関する情報を提供し、それらの不確実性とリスクを財政状態計算書に反映する。しかしながら、再測定は、当該キャッシュ・フローについての可能性の高い金額および時期に関する情報をほとんど提供しない。したがって、

再測定を OCI に認識することにより、それらの各項目の予測価値の間の相違が透明になり、それらがより高い予測価値を有する純損益の項目と区別される。このことにより、純損益はより一層理解可能なものになる。」

IASB・D.P. (2013 年) は、「明示された条件のある負債」について、「明示された条件のある負債は、契約、法令または規則から生じるものであり、そこに決済金額または決済金額の決定方法のいずれかが記述されている ([7],para.6.101)」と述べたうえで、企業が明示された条件のある負債を決済する可能性のある方法として次の 3 つの方法を指摘している ([7],para.6.101)。

- (a) 明示された条件に従った現金の支払または他の資産の引渡しによる方法
- (b) 義務の他者への移転に基づいて債権者から解放されることによる方法
- (c) サービスの履行またはサービス履行のための他者への支払による方法

IASB・D.P. (2013 年) は、明示された条件のある負債を決済するであろう上記の 3 つの方法について、目的適合性のある情報となる可能性が高い測定を次のように主張している。

#### (a) 所定の条件に従った決済による方法

IASB・D.P. (2013 年) は、所定の条件に従って決済される方法について、通常は原価ベースの測定が最も目的適合性の高い情報を提供するとの見解を次のように主張している。

「ほとんどの負債が支払を定める契約条件を有している可能性が高く、それらのほぼすべてが条件に従って決済される。即時取引可能な市場で他の企業に移転できる負債はほとんどない。移転は、通常相手方との交渉が必要であり、自発的な当事者間の取引ではないであろう。こうした場合のほとんどで、債務者がすでに明示された条件に同意しているので、債権者が交渉上優越的な立場にある ([7],para.6.102)。負債を移転することができない場合に、現在市場価格で負債を測定すると、多くの場合、実現することがありえない、当該負債の存続期間にわたり反転するかもしれない市場価格の変動が、包括利益に反映さ

れる。したがって、これらの負債は回収のために保有される資産と類似のものと考えられ、通常は原価ベースの測定が、条件に従って決済されるであろう負債に関する最も目的適合性の高い情報を提供するであろう（[7],para.6.103）。」

しかしながら、IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.104）<sup>18)</sup>は、定められた条件付きの一部の金融負債について、「市場価格の変動の影響（特に金利の変動の影響）が、現在市場価格を用いて測定される金融資産の市場価格の変動の影響を相殺するので、少なくとも定められた条件付きの一部の金融負債については、現在市場価格が適切な測定値であると主張してきた者がいる。また、現在市場価格は、異なる金利環境で発生したために返済の要求が異なる類似の収入額の2つの負債を区別する」と説明している。

また、IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.106）は、負債であるデリバティブについて、「デリバティブには契約条件があるが、6.19項で述べたように、原価ベースの測定が将来キャッシュ・フローに関する見通しを評価するために有用な情報を提供する可能性は低い。したがって、資産であるデリバティブ（6.89項15頁参照－引用者挿入）と同様に、負債であるデリバティブは、現在市場価格または契約により要求されるキャッシュ・フローに応じて変動する他の測定値で測定すべきである」と主張している。

#### **(b) 移転による方法**

IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.107）は、移転により決済される負債について、「債権者の同意を得るための交渉なしに第三者に移転できる負債はほとんどない。移転により決済されるであろう負債について最も目的適合性の高い測定値は、現在市場価格、または取引コストを加算した現在市場価格であろう。というのは、それが、他の者に負債を引き受けるよう説得する際に支払うであろう現金の見積りだからである」と主張している。

#### **(c) サービスの履行またはサービス履行のための他者への支払による方法**

IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.108）は、サービスの履行またはサービス

履行のための他者への支払による方法については、原価ベースの測定が適切である可能性が高いとの見解を次のように主張している。

「サービスに関する契約上の義務（『履行義務』）から生じる負債には、明示された条件の代わりに、定められた結果がある。受け取った収入額（利息の増価が伴う場合がある）から出発する原価ベースの測定は、純損益の反復的な構成項目に関する情報を提供し、当該情報は将来のマージンに関する予想を導き出すために利用できる。したがって、原価ベースの測定は、こうした義務については適切である可能性が高い。特にサービスが反復的な収益生成活動である場合はそうである。収入額が複数の履行義務に関連している場合、または部分的にしか履行されていない義務に関連している場合には、当該収入額は、異なる履行義務、つまり、すでに履行された部分および未履行部分に配分されることになる。」

しかしながら、IASB・D.P.（2013年）（[7],para.6.109）は、「サービスの現在市場価格も、特に、企業がサービスを履行するために他者に支払を行う場合には、目的適合性のある情報となる可能性がある」と述べている。

## **(2) 同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関するASBJペーパーの見解**

ASBJペーパー（2013）は、その第3章「同一項目に対する2つの測定基礎の使用」（35項目から43項）において、どのような場合に、同一の項目に対して2つの異なる測定基礎を使用すべきかについての基本的見解を論じている。そのうえで、ASBJペーパー（2013）は、「補足的な検討：測定基礎の決定に関する追加的なコメント」（51項目から71項）において、どのような場合に、2つの異なる測定基礎を同一の項目について使用すべき（したがって、OCIを「連結環」として使用すべき）なのかを、資産と負債とに区分して、具体的に検討している<sup>19)</sup>。以下において、同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関するASBJペーパーの見解を基本的見解と補足的見解に分けて検討する。

### 1) 同一項目に対する2つの測定基礎の使用に関するASBJペーパーの基本的見解

ASBJ ペーパー (2013) によれば、ASBJ は、次のような場合に同一の項目に対して2つの異なる測定基礎を使用すべき（したがって、OCIを「連結環」として使用すべき）であると考えている（[1],para.36）。

- ① 企業の財政状態の報告の観点からは、特定のリスクに晒されている資産および負債を報告日現在で更新された情報を用いて再測定することに目的適合性があるが、
- ② そうした再測定が、企業の財務業績の報告の観点からは目的適合性がない。

ASBJ ペーパー (2013) によれば、資産および負債は、市場リスク、信用リスクなど、さまざまなリスクに晒されている。市場リスクには、金利、為替、株価などのマクロ経済要因の変化の影響が含まれる<sup>20)</sup>（[1],para.37）。こうしたリスク・エクスポージャーを反映するためのアプローチとしては、次のようなものが考えられる（[1],para.38）。

- (1) 資産または負債を現在市場価格により測定
- (2) 資産または負債を他のキャッシュ・フロー・ベースの測定により測定  
（この場合、インプットを報告日現在で更新）
- (3) リスク・エクスポージャーの情報を財務諸表注記で開示

ASBJ ペーパー (2013) は、「ASBJ は、多くの場合、前項の(1)と(2)のアプローチは企業の財政状態の報告の観点からは目的適合性があると考えている（[1],para.39）」と述べたうえで、その理由を「これは、原価ベースの測定または当初認識時に利用可能な情報に基づく他のキャッシュ・フロー・ベースの測定は、財務諸表利用者が企業への将来正味キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性を評価する時点では『陳腐化』している場合があるからである。したがって、報告日現在のリスク・エクスポージャーを反映した測

定（前項の(1)と(2)の測定）を使用する方が目的適合性が高まる場合がある（[1],para.39）」と説明している。

しかしながら、ASBJ ペーパー（2013）は、「再測定の影響は、企業の事業活動の成果に関する不確実性が、当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまでは減少していない場合には、企業の財務業績の報告の観点からは目的適合性がない。こうした状況は、時間軸が長期の場合に生じることが多い（[1],para.40）」と述べたうえで、その理由を次のように説明している。

「再測定の影響が企業の財務業績の報告の観点からは目的適合性がないというのは、報告日現在のリスク要因（たとえば、金利リスクや株価リスクなどの市場リスク）を反映した再測定の影響は、最終的なキャッシュ・フローを直ちに示唆するものではない場合があったり、こうした要因が最終的なキャッシュ・フローが発生する前に大きく変動する可能性があったりするからである。これらの状況では、再測定の影響は、企業が自らの経済的資源に対して生み出したリターンに含めるべきではない。したがって、ASBJ は、こうした再測定の影響は純損益に含めるべきではないと考えている（[1],para. 41）。」

ASBJ ペーパー（2013）（[1],para.42）によれば、上記の ASBJ の見解は、IASB・D.P.（2013 年）の 8.88 項および 8.89 項で提案されている「一時的な再測定（10 頁参照）」と類似している。ASBJ の考えでは、一時的な再測定の特徴こそが、連結環としての OCI の使用が必要となる要因であると説明されている<sup>21)</sup>。

## 2) 同一の資産に対する 2 つの測定基礎の使用に関する ASBJ ペーパーの補足的見解

ASBJ ペーパー（2013）（[1],para.52）によれば、D.P.（2013 年）の 6.73 項では、特定の資産に使用する測定基礎は、それがどのように将来キャッシュ・フローに寄与するのかに応じて決めるべきであるとしている。資産が将来キャッシュ・フローに寄与する 4 つの一般的な方法を下記で説明している。

資産が将来キャッシュ・フローに寄与する方法	可能性の高い測定基礎
収益を生み出すために事業活動において使用	原価
売却	現在市場価格
条件に従った回収のために保有	原価（デリバティブを除く）
使用する権利について他者に請求	原価または現在市場価格

ASBJ ペーパー（2013）は、「ASBJ は、特定の資産について使用する測定基礎は、当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかに応じて決めるべきであるという見解に同意している（〔1〕,para.53）」と述べたうえで、各分類（①収益を生み出すために事業活動において使用、②売却、③条件に従った回収のために保有、④使用する権利について他者に請求）について、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎と、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を以下のように検討している。

#### ① 収益を生み出すために事業活動において使用

ASBJ ペーパー（2013）（〔1〕,para.54）によれば、収益を生み出すために事業活動において使用する資産について、「ASBJ の考えでは、原価ベースの測定が企業の財政状態と財務業績の両方の報告の観点から目的適合性がある。現在市場価格の変動は、資産を事業活動において使用することから生み出される将来キャッシュ・フローと関連性がないからである」と主張されている。ASBJ ペーパー（2013）（〔1〕,para.55）は、「経営者は資産を売却するかまたは事業活動において収益を生み出すために使用し続けるかの選択肢を常に有しており、資産を使用し続けるという経営者の意思決定の根拠を報告するために資産を現在市場価格で測定すべきかどうかを、企業の財政状態の報告の観点から考慮すべきであるという主張も考えられる」と述べたうえで、「現在市場価格またはキャッシュ・フロー・ベースの測定は、企業の財政状態の報告の観点からは目的適合性があり得るが、現在市場価格またはキャッシュ・フロー・ベースの測定を一意的に決定することは困難である。そうした測定は、資産が他の資産と組み合

わせてキャッシュ・フローを生み出すために使用されている場合には、組み合わせる他の資産に応じて異なる可能性があるからである。したがって、原価ベースの測定が、こうした種類の資産についての唯一の実行可能な選択肢であろう」と説明している。

## ② 売却

ASBJ ペーパー（2013）は、売却目的で保有する資産について、「ASBJ の考えでは、現在市場価格は、売却目的で保有する資産については目的適合性がある（この区分に分類される資産がトレーディング目的で保有する投資に限定される場合）（[1],para.56）。この場合、ASBJ の考えでは、現在市場価格は企業の**財政状態**の報告の観点から目的適合性がある。企業は現在市場価格に相当するキャッシュ・フローを生み出すことができるからである。さらに、ASBJ の考えでは、現在市場価格は企業の**財務業績**の報告の観点からも目的適合性がある。企業の事業活動の成果は不可逆であるとみなされ、取得原価と市場価格との間の変動は、取引の目的に照らせば投資の成果を表すものだからである（[1],para.57）」と説明している。要するに、ASBJ ペーパー（2013）（[1],para.58）によれば、「ASBJ の考えでは、キャッシュ・フロー・ヘッジに使用されるもの以外のデリバティブはこの区分に分類すべきである<sup>26)</sup>。したがって、現在市場価格は、こうした項目については企業の**財政状態**と**財務業績**の両方の報告の観点から目的適合性がある」と説明されている。

## ③ 条件に従った回収のために保有

ASBJ ペーパー（2013）（[1],para.59）によれば、条件に従った回収のために保有する資産について、「ASBJ は、原価ベースの金利収益は、経営者が見積った貸倒費用とともに、目的適合性のある情報を提供する可能性が高いとしている DP の提案に同意している。ASBJ は、これは**財政状態**と**財務業績**の両方の報告の観点から当てはまると考えている」と説明されている。また、ASBJ ペーパー（2013）（[1],para.60）は、条件に従った回収のために保有する資産につ

いて2つの測定基礎が使用にされるケースについて、次のように説明している。

「経営者が、(1)条件に従った回収のために保有するか、または(2)売却する実質上の能力がある場合に資産を売却するかのいずれかを意図している場合もある。この場合、ASBJの考えでは、現在市場価格は企業の**財政状態**の報告の観点からは目的適合性がある。企業は望むならば現在市場価格に相当するキャッシュ・フローを生み出すことができるからである。企業の**財務業績**の報告の観点からは、原価ベースの測定に目的適合性がある。キャッシュ・フローが実際に現在市場価格で発生するのかどうかに関する不確実性が、成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまでは減少していないからである。」

#### ④ 使用する権利について他者に請求

ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.60) によれば、使用する権利について他者に請求について、「ASBJの考えでは、原価ベースの測定は、経営者が主として賃貸収益の稼得を意図している場合には、企業の**財政状態**の報告の観点から目的適合性がある。これは、現在市場価格には、当該資産を使用する権利について他者に請求することから生み出される将来キャッシュ・フローとの関連性がないからである」と説明されている。また、ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.62) は、使用する権利について他者に請求について2つの測定基礎が使用にされるケースについて、次のように説明している。

「経営者が、(1)賃貸収益を稼得するか、または(2)売却する(そうする実質上の能力が企業にある場合)かのいずれかを意図している場合もある。この場合には、ASBJの考えでは、現在市場価格は企業の**財政状態**の報告の観点から目的適合性がある。企業は望むならば現在市場価格に相当するキャッシュ・フローを生み出すことができるからである。企業の**財務業績**の報告の観点からは、ASBJは原価ベースの測定に目的適合性があると考えている。企業の事業活動の成果に関する不確実性は、企業が資産の残存価額の変動に係るリスクを負う場合には、当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまでは

減少していないからである。」

ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.63) は、上記の第 52 項から第 62 項で論じた ASBJ の見解を下記の表のように要約している<sup>23)</sup>。

表

資産が将来キャッシュ・フローに寄与する方法	可能性の高い測定基礎	
	企業の <b>財政状態</b> の報告の観点から	企業の <b>財務業績</b> の報告の観点から
収益を生み出すために事業活動において使用	原価ベースの測定	原価ベースの測定
売却（トレーディング目的保有）	現在市場価格	現在市場価格
条件に従った回収のために保有	原価ベースの測定	原価ベースの測定
条件に従った回収のために保有するかまたは売却するかのいずれか	現在市場価格	原価ベースの測定
使用する権利について他者に請求	原価ベースの測定	原価ベースの測定
使用する権利について他者に請求するかまたは売却するかのいずれか	現在市場価格	原価ベースの測定

### 3) 同一の負債に対する 2 つの測定基礎の使用に関する ASBJ ペーパーの補足的見解

ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.65) は、D.P. (2013 年) における提案 (20 ~ 22 頁参照) を下記の表のように要約している。

負債が決済または履行される方法	可能性の高い測定基礎
明示された条件がない負債	キャッシュ・フロー・ベースの測定
明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債	キャッシュ・フロー・ベースの測定
明示された条件に従った現金の支払または他の資産の引渡し	原価ベースの測定 (デリバティブを除く)
義務を他者に移転した際に債権者により解放されること	現在市場価格
サービスの履行またはサービス履行のための他者への支払	原価ベースの測定

ASBJ ペーパー（2013）（[1],para.66）によれば、「ASBJ は上記の提案におおむね同意している。ASBJ の考えでは、現在市場価格は、負債を移転できる場合を除いては目的適合性がないであろう。現在市場価格には、実際のキャッシュ・フローとの関連性がないからである。したがって、デリバティブ以外の負債については、原価ベースの測定またはキャッシュ・フロー・ベースの測定を、負債の条件に応じて使用すべきである」と説明されている。

ASBJ ペーパー（2013）（[1],para.67）は、「ASBJ の考えでは、大部分の負債については単一の測定基礎を使用すべきであるが、明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債については、2つの測定基礎が使用される可能性がある<sup>24)</sup>」と述べたうえで、「明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債」について、次のように説明している。

「明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債を、キャッシュ・フロー・ベースの測定を用いて再測定する場合には、企業の財政状態の報告の観点からは報告日現在で更新されたインプットを使用することに目的適合性があるかもしれない。たとえば、保険契約負債の再測定の場合、報告日現在の割引率を使用する方が、当初認識時の割引率を使用するよりも、保険負債を忠実に表現する可能性がある（[1],para.68）。しかし、企業の財務業績の報告の観点からは、報告日現在で更新されたインプットを用いて利得または損失を認識することに目的適合性がない場合がある。たとえば、保険負債の再測定の場合、割引率の変更によって利得または損失を認識することには目的適合性がないかもしれない。割引の影響は、実際のキャッシュ・フローとの関連性がないからである。この場合、当初認識時に適用したインプットを使用することに目的適合性があり得る（[1],para.69）。上記の議論に基づいて、明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債を再測定する際には、インプットの違いにより、2つの測定基礎が使用される

可能性がある ([1],para.70)。」

ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.71) は、上記の第 64 項から第 70 項における ASBJ の見解を下記の表のように要約している。

表

負債が決済または履行される方法		可能性の高い測定基礎	
		企業の <b>財政状態</b> の報告の観点から	企業の <b>財務業績</b> の報告の観点から
明示された条件がない負債		キャッシュ・フロー・ベースの測定	キャッシュ・フロー・ベースの測定
明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債	原則	キャッシュ・フロー・ベースの測定	キャッシュ・フロー・ベースの測定
	例外	キャッシュ・フロー・ベースの測定 (報告日現在で更新されたインプットを使用)	キャッシュ・フロー・ベースの測定 (当初認識時のインプットを使用)
明示された条件に従った現金の支払または他の資産の引渡し		原価ベースの測定 (デリバティブを除く)	原価ベースの測定 (デリバティブを除く)
義務を他者に移転した際に債権者により解放されること		現在市場価格	現在市場価格
サービスの履行またはサービス履行のための他者への支払		原価ベースの測定	原価ベースの測定

### (3) 同一項目に対する 2 つの測定基礎の使用に関する ASBJ ショート DP の見解

ASBJ ショート DP<sup>25)</sup> は、以下における 3 つの論点 (①同一の測定基礎の使用は財務諸表の有用性に対して悪影響があるとの論点、②損益計算書と貸借対照表の目的は一致していないとの論点、③ 2 つの異なる測定基礎の使用は財務諸表の有用性を高めるとの論点) に基づいて、OCI の使用を廃止または最小限とすることは不可能であるとの見解 (つまり、同一項目に対する 2 つの測定基礎の使用を支持する見解) を主張している。

#### 1) 同一の測定基礎の使用は財務諸表の有用性に対して悪影響があるとの論点

ASBJ ショート DP は、「OCI の使用を廃止することは、同一の資産または負債の測定に 2 つの測定基礎を使用することが不可能となることを意味する。そ

うした場合、資産および負債の測定の変動は、持分参加者からの拠出（または持分参加者への分配）に関するものである場合を除き、例外なく純損益および包括利益に認識される。したがって、純損益および包括利益として表示される金額は、各資産および負債について選択される測定基礎に応じて決まることになる（[2],para.16）」と説明したうえで、「同一の測定基礎を貸借対照表と損益計算書の両方の目的で資産または負債の測定に使用すると仮定した場合、測定基礎を決定する際に考慮すべき観点に関する2つの主要な代替案は、下記の①と②であると説明している（[2],para.16）」

- ① 企業の財務業績の報告のみの観点から目的適合性のある測定基礎の使用を要求する。
- ② 企業の財政状態の報告のみの観点から目的適合性のある測定基礎の使用を要求する。

ASBJ ショート DP は、上記の代替案②の場合において同一の測定基礎の使用が財務諸表の有用性に対して考えられる悪影響について、次のように説明している。

「測定基礎が企業の財政状態の報告のみの観点から決定すると仮定しよう。この場合、資産および負債の測定の変動が例外なく純損益および包括利益に認識され、現状 OCI を用いて測定されている項目に係る再測定損益が純損益を通じて認識されることになる<sup>26)</sup>（[2],para.18）。…ASBJ は、未実現損益が企業への将来キャッシュ・インフローの予測に関連がない場合、資産および負債の再測定差額が純損益に認識されないようにすることが極めて重要と考えている。これは、財務報告を取り巻く利害関係者（利用者を含む）から、企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたってフロー情報が最も重要であるという見解が長い間示されているためである（[2],para.21）。このため、ASBJ が資産または負債の測定基礎を決定するための観点について仮に、企業の財務業績を報告する観点と財政状態を報告する観点のうちから一つを選択することを

求められるようなことがあるとしたならば、Linsmeier 博士のペーパーでの提案と同様に、測定基礎は企業の財務業績の報告の観点から決定すべきだと結論を下すことになるだろう。この点、『概念フレームワーク』における一般目的財務報告書の役割<sup>27)</sup>において、貸借対照表それ自体は報告企業の価値を示すようには設計されていないことを示している（すなわち、自己創設のれんは認識されない）（[2],para.22)。」

また、ASBJ ショート DP（[2],para.23）は、前記の代替案①の場合（企業の財務業績の報告のみの観点から目的適合性のある測定基礎の使用を要求する場合）において同一の測定基礎の使用が財務諸表の有用性に対して考えられる悪影響について、「測定基礎を企業の財務業績の報告のみの観点から決定する場合、現状 OCI を使用して現在価額で測定されている多くの項目が、貸借対照表と損益計算書の両方の目的上、原価ベースの測定値で測定されることになる。これによって、貸借対照表からのこうした金融商品の現在価額情報が失われることになる」と説明している<sup>28)</sup>。

ASBJ ショート DP は、企業の財務業績あるいは財政状態の報告のみの観点から目的適合性のある測定基礎を使用すること（同一の測定基礎の使用）は財務諸表の有用性に対して悪影響があるとの論点に基づいて、「ASBJ は、OCI の使用の廃止または大幅な削減は、達成すべき実行可能な目標ではないと考えている（[2],para.27)」と結論づけている。

## 2) 損益計算書と貸借対照表の目的は一致していないとの論点

ASBJ ショート DP は、IASB の 2010 年版「概念フレームワーク」（文献 [4]）において損益計算書と貸借対照表の目的は一致するように設計されていないとの論点に基づいて、「概念フレームワーク」から、OCI の使用を廃止または最小限とすることは不適切または実行不可能であろう見解（同一項目に対する 2 つの測定基礎の使用を支持する見解）が導かれるとの主張を以下のように述べている。

- ① 損益計算書と貸借対照表の目的が一致するように設計されていたとするならば、企業の財務業績と財政状態の報告の観点から決定される測定基礎は一致するであろう。たとえば、損益計算書が単に「2つの時点の間でのストックの価値の変動」に関する情報を提供するために設計されているのであれば、損益計算書（すなわち、フロー情報）と貸借対照表（すなわち、ストック情報）の観点からの目的適合性のある測定基礎の選択は、同じとなるであろう（[2],para.28）。しかし、ASBJは、「概念フレームワーク」はこれとは別の考えを述べていると考えている。「概念フレームワーク」では、ある期間中の報告企業の財務業績に関する情報（主として損益計算書で表現される）は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローを生み出す企業の能力を評価するのに有用であると述べている<sup>29)</sup>（[2],para.29）。また、「概念フレームワーク」では、こうした情報は、企業が自らの経済的資源に対して生み出したリターンを利用者が理解するのに有用で、経営者が報告企業の資源を効率的かつ効果的に活用する責任をどのくらいよく果たしたのか（経営者の説明責任または受託責任）の指標を提供するものであるとしている<sup>30)</sup>（[2],para.30）。
- ② 同時に、「概念フレームワーク」では、報告企業の経済的資源および請求権の内容および金額に関する情報（主として貸借対照表で表現される）は、報告企業の財務上の強みと弱みを利用者が識別し、報告企業の(a)流動性および支払能力、(b)追加的な資金調達の必要性、(c)企業が資金調達にどのくらい成功しそうなのかを評価するのに役立つ可能性がある<sup>31)</sup>と述べている。さらに、「概念フレームワーク」は、資源提供者は彼らが期待するリターンを評価するのに役立つ情報に関心があると述べている<sup>31)</sup>（[2],para.31）。
- ③ こうした一般目的財務報告書のさまざまな役割は、損益計算書の目的が単に「2つの時点の間でのストックの価値の変動」に関する情報の提供

ではないことを示している。つまり、「概念フレームワーク」において損益計算書と貸借対照表の目的は一致するように設計されていないので、ASBJは、企業の財務業績と財政状態の報告の観点からの測定基礎の選択は本来的に相違するものであり、「概念フレームワーク」から、OCIの使用を廃止または最小限とすることは不適切または実行不可能であろうという結論（同一項目に対する2つの測定基礎の使用を支持する見解）が導かれると考えている（[2],para.32）。

### 3）2つの異なる測定基礎の使用は財務諸表の有用性を高めるとの論点

ASBJ ショート DP は、貸借対照表と損益計算書の目的は必ずしも互いに一致しないとしたうえで、企業において生じるキャッシュ・フローがどのように実現するかについて高い程度の不確実性がある場合、2つの異なる測定基礎の使用は財務諸表の有用性を高めるとの論点を以下のように主張している

「企業の財務業績と財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎は、多くの場合には同一である。しかし、ASBJは、当該異なる観点は、特定の資産または負債について、何が最も目的適合性のある測定基礎となるのかに関して異なる結論につながる可能性があると考えている。たとえば、資産が企業の将来キャッシュ・インフローにどのように寄与するのかや、負債がどのように決済されて企業からのキャッシュ・アウトフローが生じるのかに関して、高い程度の不確実性がある場合である。このようにキャッシュ・フローがどのように実現するかについて高い程度の不確実性がある場合は、資産または負債について両方の観点を同時に満たす単一の測定基礎を定めることはほとんど不可能であろう（[2],para.34）。こうした状況で、資産または負債について2つの異なる測定基礎が使用される場合、一方の測定基礎は、利用者が将来キャッシュ・インフローまたはアウトフローの見通し（すなわち、将来キャッシュ・フローの金額および時期）を評価するのに役立つ、他方の測定基礎は、利用者が企業の財務上の強みと弱みを評価するのに役立つことになろう。言い換えると、一方の測定基礎が資産または負債について純損益に認識する金額を決めるために

使用され、別の測定基礎が貸借対照表において同じ資産または負債について使用される場合に、財務諸表本体に表示される財務情報は最も有用となるだろう ([2],para.35)。」

また、ASBJ ショート DP は、上記の論点（キャッシュ・フローがどのように実現するかについて高い程度の不確実性がある場合には、貸借対照表と損益計算書について2つの異なる測定基礎を使用することが、財務諸表の有用性を向上させることになるとの論点）を以下のようにさらに具体的に説明している。

「たとえば、企業が負債性金融商品を主として契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有しているが、状況に応じて当該金融商品を売却する可能性がある場合には、当該資産を償却原価で測定することは、当該金融商品に対する契約上の利回りに関する情報を提供することによって、利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つであろう。しかし、償却原価情報は現在の市場の動向を反映しないため、利用者が企業の財務上の強みと弱みを評価するためには最も有用とはならないであろう。むしろ、当該評価のためには、現在価額情報の方が利用者にとって有用であろう。これは、そうした情報の方が、企業が当該金融商品を市場で売却したとした場合に受け取る可能性のある金額に関する最新の情報を適切に反映することとなるからである ([2],para.36)。さらに、償却原価情報は、企業の経営者が企業の資源を利用する責任をどのくらい効率的かつ効果的に果たしたのかを利用者が評価するのにも有用となるであろう。これは、こうした金融商品の売却時に認識されることになる利得または損失が、契約上の利回りに基づく将来キャッシュ・インフローについての企業の見通しと当該金融商品の売却時に得られた実際のキャッシュ・インフローとの差額を反映するとともに、貸借対照表に表示される未実現損益が、企業が当該金融商品を報告期間末に市場で売却したとした場合に認識した可能性のある機会損益を反映することになるからである ([2],para.37)。」

#### IV 現行のIFRSにおけるOCI項目の分析

ASBJ ペーパー (2013) ([1], para.73) は、「概念フレームワークは現行の会計基準の正当化が目的ではないので、見直し中の概念フレームワークは必ずしも現行の会計基準と整合している必要はない。しかし、ASBJ の考えでは、現行のIFRSにおけるOCI項目は、一般的には包括利益と純損益とを結び付ける連結環として説明できる」と述べている。ASBJ ペーパー (2013) ([1], para.73) によれば、この連結環概念 (企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定値と企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定値が異なる場合にOCIを「連結環」として使用する考え方) は、IASB・D.P. (2013年)における「橋渡し項目」の概念<sup>32)</sup>と類似しているので、ASBJ は、IASB・D.P. (2013年)において①「ミスマッチのある再測定」と②「一時的な再測定」として提案されているOCI項目に議論の焦点を当てていると説明されている。

##### (1) ミスマッチのある再測定

ASBJ は、IASB・D.P. (2013年)によりミスマッチのある再測定<sup>33)</sup>として提案されている①「在外事業体に対する純投資」と②「キャッシュ・フロー・ヘッジ」を以下のように分析している。

###### 1) 在外営業活動体に対する純投資

ASBJ ペーパー (2013) は、「DP (IASB・D.P. (2013年) -引用者挿入) では、在外営業活動体 (在外事業体-引用者挿入)に係る為替差額 (為替換算差額-引用者挿入)を、ミスマッチのある再測定に分類している。しかし、ASBJ は、このOCI項目は連結環として説明できると考えている ([1],para.74)」と述べたうえで、「在外事業体に対する純投資」について次のように説明している。

「IAS 第21号『為替レート変動の影響』では、表示する財政状態計算書のそれぞれに係る資産および負債を、企業の財政状態を描写するために、財政状態計算書日現在の決算日レートで換算することを要求している。さらに、同基準

では、純損益およびその他の包括利益計算書に係る収益および費用を、企業の財務業績を描写するために、取引日の為替レートで換算することを要求している（[1],para.75）。DPは外貨換算を明示的に扱っていないが、ASBJは外貨換算と測定との関係を明確にすべきと考えている。その関係をどのように明確化するのかに関係なく、換算後の数字を考慮すると、ASBJの考えでは、2組の異なる為替レート（すなわち、財政状態計算書で資産および負債を換算するために使用するレートと、純損益およびその他の包括利益計算書で収益および費用を換算するために使用するレート）の使用は、2つの異なる測定基礎の使用と同じ方法で扱うことができる。この場合、ASBJの考えでは、在外営業活動体（在外事業体－引用者挿入）に係る為替差額（為替換算差額－引用者挿入）は連結環として説明できる（[1],para.76）。」

## 2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ASBJペーパー(2013)は、「DP(IASB・D.P.(2013年)－引用者挿入)では、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じるOCI項目を、ミスマッチのある再測定に分類している。しかし、ASBJは、一般的に、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じるOCI項目は、連結環として説明できると考えている<sup>34)</sup>（[1],para.77）」と述べたうえで、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」について「企業の財政状態の報告の観点からは、現在市場価格が、企業への将来の正味キャッシュ・フローの見通しを利用者が評価するのを助けるために目的適合性がある。他方、企業の財務業績の観点からは、現在市場価格には目的適合性がなく、むしろ、ヘッジ手段はヘッジ取引が発生するまで引き続きゼロで測定すべきである。ヘッジされた取引が発生した時点で、ヘッジ手段は、関連するヘッジ対象の利得または損失を実質的に相殺する金額で測定すべきである（[1],para.78）」と説明している。

## (2) 一時的な再測定

ASBJは、IASB・D.P. (2013年)により「一時的な再測定」(54頁注21参照)として提案されている①「年金」、②「純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債」、③「資本性金融商品に対する指定された投資」を以下のように分析している<sup>35)</sup>。

### 1) 年金

ASBJ ペーパー (2013) は、「DP (IASB・D.P. (2013年) -引用者挿入) の8.72項から8.74項<sup>36)</sup>では年金の取扱いを論じている。DPは、IAS第19号『従業員給付』に従った確定給付年金資産または負債の純額の再測定を、橋渡し項目にもミスマッチのある測定にも分類していない。DPは、この項目は、割引率の再設定とリサイクリングの問題があるため、橋渡し項目には分類できないと説明している。DPのアプローチ2Bでは、この項目は一時的な再測定に分類されている ([1],para.80)。」と述べたうえで、「確定給付年金資産または負債の純額の再測定」について次のように説明している。

「ASBJは、確定給付制度の会計処理の綿密な分析は本ペーパーの範囲を超えると考えている。したがって、ASBJは、他の会計処理の議論はせずに、確定給付資産または負債の再測定のリサイクリングに焦点を当てる ([1],para.81)。2013年4月のIASBボード会議のアジェンダペーパー10H(a)は、確定給付資産または負債の再測定のリサイクリングを論じていた<sup>37)</sup>。このペーパーは、確定給付資産または負債の再測定をリサイクルするためのいくつかの代替案を検討していた。このペーパーでの代替案には次のものが含まれていた。(1) 個々の契約の終結時にリサイクリングが発生する。(2) 制度自体の処分または閉鎖の時点でリサイクリングが発生する ([1],para.82)。適切なリサイクリングのモデルを決定することは困難かもしれないが、ASBJの考えでは、許容可能なリサイクリングのモデルの開発は可能であり、したがって、確定給付資産または負債の再測定は連結環として説明できる ([1],para.83)。」

## 2) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債

ASBJ ペーパー (2013) は、「純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債の公正価値の変動のうち、発行者自身の信用リスクによる変動については、DP では、DP のアプローチ 2A ではミスマッチのある再測定に分類される可能性があるとし、DP のアプローチ 2B では一時的な再測定としている ([1],para.84)」と述べたうえで、「発行者自身の信用リスクによる変動」について次のように説明している。

「DP (IASB・D.P. (2013 年) - 引用者挿入) の 6.128 項から 6.130 項<sup>38)</sup> は、企業自身の信用リスクを論じている。これらの各項では、企業の信用度が悪化しているかまたは債務不履行の確率の変動のリスク負担に対する市場価格の上昇があったことにより、負債を割り引く率が高くなる場合に、利得を認識すべきかどうかを論じている ([1],para.85)。ASBJ の考えでは、この項目は連結環として説明することができる。これは、**財政状態**の報告の観点から目的適合性のある測定が、企業の**財務業績**の報告の観点から目的適合性のある測定とは異なる場合に使用される ([1],para.86)。金融負債を公正価値で測定する場合、そうした公正価値は企業自身の信用を反映することになる。ASBJ の考えでは、すべてのリスクを反映することは、企業の**財政状態**の報告の観点からは目的適合性がある。しかし、企業の**財務業績**の報告の観点からは、目的適合性がない場合がある。企業自身の信用度の悪化によって利得を認識することは不合理だからである。したがって、この項目については 2 つの測定基礎を使用すべきであり、したがって、OCI が連結環として使用されることになる ([1],para.87)。」

## 3) 資本金金融商品に対する指定された投資

ASBJ ペーパー (2013) は、「資本金金融商品に対する指定された投資」について、「DP (IASB・D.P. (2013 年) - 引用者挿入) では、資本金金融商品に対する指定された投資は、アプローチ 2A では、運用可能な減損モデルが開発されない限り、橋渡し項目にもミスマッチのある再測定にも分類されない可能性

が高いと述べている。アプローチ 2B では、この項目は一時的な再測定に分類されている ([1],para.88)」と述べたうえで、次のように説明している<sup>39)</sup>。

「ASBJ は、持分投資の目的に応じて異なる会計処理を適用すべきだと考えている ([1],para.89)。DP の表 8.2 では、資本性金融商品については、おそらく、一部の戦略的投資を除いては、公正価値が一般的には最も目的適合性の高い業績の測定値と考えられると述べている。戦略的投資を定義することは困難かもしれないが、ASBJ はこうした種類の投資の範囲を特定できると考えている<sup>40)</sup> ([1],para.91)。戦略的投資が投資先との事業関係の維持または強化という目的を有している場合には、ASBJ の考えでは、理論上、原価ベースの測定値が企業の**財政状態**と**財務業績**の両方の報告の観点から目的適合性がある。当該投資は、投資先との強化された関係を通じて、企業の事業活動において使用される他の資産とともにキャッシュ・フローを生み出すことができるからである。しかし、現在市場価格も、これらの投資が金融商品であるという事実を考慮すれば、企業の**財政状態**の報告の観点からは目的適合性がある場合がある。この場合、OCI が連結環として使用されることになる) ([1],para.92)。」

## V むすび

ASBJ ペーパー (2013) は、同一項目に対する 2 つの測定基礎の使用について、「企業の財政状態の報告の観点からは、特定のリスクに晒されている資産および負債を報告日現在で更新された情報を用いて再測定することに目的適合性があるが、そうした再測定が、企業の財務業績の報告の観点からは目的適合性がない場合、同一の資産および負債について 2 つの異なる測定基礎を使用すべきである。したがって、OCI を『連結環』として使用すべきである ([1],para.36)」と結論づけている。また、ASBJ ショート DP は、その表題「OCI は必要か？」という問いに対して、「各資産および負債について同一の測定基礎を用いて資産または負債を測定して OCI の使用を廃止または最小限としようとするこ

は、不適切あるいは実行不可能である。むしろ、測定基礎を決定するには、多くの場合には両者は同一となるであろうが、2つの異なる観点（すなわち、企業の財務業績と財政状態の報告の観点）を一層意識すべきである。目的適合性のある測定基礎が、異なる目的を満たす上で異なるものである場合は、OCIを『連結環』として使用して、財務諸表本体に表示される財務情報の有用性を維持するようにすることが必要となるであろう（[2],para.42）」と結論づけている。

要するに、ASBJ ペーパー（2013）と ASBJ ショート DP はいずれも、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎と企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎が異なる場合、同一の資産および負債について2つの異なる測定基礎を使用すべきであり、OCIを「連結環」として使用すべきであると結論づけている。また、IASB・D.P.（2013年）は、同一項目に対する2つの測定基礎の使用について、「資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかに関する不確実性の取扱いについて、もう1つの考えられる方法は、資産について複数の測定値を提供することであろう。この方法は、一方の測定値を財政状態計算書において使用し、別の測定値を純損益に認識する金額を決定するために使用する（この2つの測定値の間の差額はOCIに表示する）ことによって行われる（[7],para.6.76）」と述べ、それを不確実性の取扱いに対する1つの選択肢として容認している。

以下において、ASBJ ペーパーおよび ASBJ ショート DP の問題点を指摘することにより、「むすび」とする。

#### (1) ASBJ ペーパーの問題点（その1）：連結環概念に関する問題点

ASBJ ペーパー（2013）によれば、ASBJ は、①企業の財政状態の報告の観点からは、特定のリスクに晒されている資産および負債を報告日現在で更新された情報を用いて再測定することに目的適合性があるが、②そうした再測定が、

企業の財務業績の報告の観点からは目的適合性がない場合に同一の項目に対して2つの異なる測定基礎を使用すべき（したがって、OCIを「連結環」として使用すべき）であると考えている（[1],para.36）と説明されている。ASBJ ペーパー（2013）は、この連結環における②の場合（再測定が、企業の財務業績の報告の観点からは目的適合性がない場合）について、「再測定の影響は、企業の事業活動の成果に関する不確実性が、当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまでは減少していない場合である（[1],para.40）」と説明している。しかしながら、連結環概念（企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定値と企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定値が異なる場合にOCIを「連結環」として使用する考え方）における「企業の事業活動の成果に関する不確実性が、当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまでは減少していない場合」の意味が不明確である。

ASBJ ペーパー（2013）は、純損益の1つの特徴である「企業の事業活動に関する不可逆な成果」について、『企業の事業活動に関する不可逆な成果』という語句は、企業の事業活動に関する不確実性が、成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまで減少することを意味する（[1],para.20）と説明したうえで、「ASBJ ペーパーは、純損益は企業の過去の財務業績を反映する『企業の事業活動に関する不可逆な成果』を示すべきだと考えている。利用者が企業への将来のキャッシュ・フローの見通しを評価するのに役立つためである。『企業の事業活動に関する不可逆な成果』について報告することが重要である理由は、純損益の中に、企業の事業活動の成果のうち当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまで不確実性が減少していないものが含まれている場合には、情報が十分に堅牢ではなく、また、そうした情報は、利用者が将来の正味キャッシュ・フローの見通しを評価する際に、利用者を誤らせるおそれがあるからである（[1],para.22）」と説明している。しかしながら、企業の事業活動に関する不確実性が、成果が不可逆となるかまたは不

可逆とみなされるところまで減少する（または減少しない）この意味は、情報が十分に堅牢ではある（または堅牢でない）と説明されているにすぎず、その意味は依然として不明確である。

## (2) ASBJ ペーパーの問題点（その2）：在外営業活動体に係る為替換算差額に関する問題点

ASBJ ペーパー（2013）は、在外営業活動体に係る為替換算差額は連結環として説明できるとの見解を下記のように主張しているが、その説明プロセスに誤りがあると考えられる。

① IAS 第 21 号「為替レート変動の影響」では、表示する財政状態計算書のそれぞれに係る資産および負債を、企業の財政状態を描写するために、財政状態計算書日現在の決算日レートで換算することを要求している。さらに、同基準では、純損益およびその他の包括利益計算書に係る収益および費用を、企業の財務業績を描写するために、取引日の為替レートで換算することを要求している（[1],para.75）。

② IASB・D.P.（2013 年）は外貨換算を明示的に扱っていないが、ASBJ は外貨換算と測定との関係を明確にすべきと考えている。その関係をどのように明確化するのかに関係なく、換算後の数字を考慮すると、ASBJ の考えでは、2 組の異なる為替レート（すなわち、財政状態計算書で資産および負債を換算するために使用するレートと、純損益およびその他の包括利益計算書で収益および費用を換算するために使用するレート）の使用は、2 つの異なる測定基礎の使用と同じ方法で扱うことができる。この場合、ASBJ の考えでは、在外営業活動体に係る為替換算差額は連結環として説明できる（[1],para.76）。

為替換算差額は、連結会計上の資本連結手続において在外事業体の資産および負債を決算日レートにより換算した金額と資本（資本金および留保利益）を発生日レートにより換算した金額との差額である。したがって、為替換算差額

は、2組の異なる為替レート（つまり、資産および負債を換算するために使用する決算日レートと収益および費用を換算するために使用する取引日レート）を使用して換算した金額との差額だけから生じるわけではないので、為替換算差額を上記のように2つの異なる測定基礎の使用と同じ方法で扱うことはできない。それゆえ、在外営業活動体に係る為替換算差額は連結環として説明できないと考えられる。

### (3) ASBJ ペーパーの問題点（その3）：確定給付資産または負債の再測定に関する問題点

ASBJ ペーパー（2013）は、確定給付資産または負債の再測定は連結環として説明できるとの見解を下記のように主張しているが、その主張は説得力のあるものになっていないと考えられる。

① ASBJ は、確定給付制度の会計処理の綿密な分析は本ペーパーの範囲を超えると考えている。したがって、ASBJ は、他の会計処理の議論はせずに、確定給付資産または負債の再測定のリサイクリングに焦点を当てる（[1],para.81）。

② IASB のアジェンダペーパー 10H(a) は、確定給付資産または負債の再測定をリサイクルするためのいくつかの代替案（(a) 個々の契約の終結時にリサイクリングが発生すると考える案、(b) 制度自体の処分または閉鎖の時点でリサイクリングが発生すると考える案）を検討していた（[1],para.82）。

③ 適切なリサイクリングのモデルを決定することは困難かもしれないが、ASBJ の考えでは、許容可能なリサイクリングのモデルの開発は可能であり、したがって、確定給付資産または負債の再測定は連結環として説明できる（[1],para.83）。

ASBJ ペーパー（2013）において、上記の③のように、確定給付資産または負債の再測定のリサイクリングモデルの開発は可能であると指摘されているに

すぎず、それについての具体的な説明はなされていない。また、確定給付資産または負債の再測定は連結環として説明できるとの上記の主張はリサイクリングモデルが必要であることを前提としているが、連結環概念のもとでのリサイクリングの要否が議論されていない。

**(4) ASBJ ショート DP の問題点 (その1): 損益計算書と貸借対照表の目的は一致していないとの前提に関する問題点**

ASBJ ショート DP は、損益計算書と貸借対照表の目的は一致していないとの前提に基づき、同一項目に対する2つの測定基礎の使用を支持する見解を主張しているが、その説明プロセスに不明確な点があると考えられる。

ASBJ ショート DP は、「概念フレームワーク」において損益計算書と貸借対照表の目的は一致するように設計されていないとの前提に基づいて、「概念フレームワーク」から OCI の使用を廃止または最小限とすることは不適切または実行不可能であろう見解（同一項目に対する2つの測定基礎の使用を支持する見解）を以下のように主張している。

① 損益計算書と貸借対照表の目的が一致するように設計されていたとするならば、企業の財務業績と財政状態の報告の観点から決定される測定基礎は一致するであろう。たとえば、損益計算書が単に「2つの時点の間でのストックの価値の変動」に関する情報を提供するために設計されているのであれば、損益計算書（すなわち、フロー情報）と貸借対照表（すなわち、ストック情報）の観点からの目的適合性のある測定基礎の選択は、同じとなるであろう（[2],para.28）。

② しかし、ASBJ は、「概念フレームワーク」はこれとは別の考えを述べていると考えている。「概念フレームワーク」では、ある期間中の報告企業の財務業績に関する情報（主として損益計算書で表現される）は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローを生み出す企業の能力を評価するのに有用である

と述べている ([2],para.29)。一方、「概念フレームワーク」では、報告企業の経済的資源および請求権の内容および金額に関する情報（主として貸借対照表で表現される）は、報告企業の財務上の強みと弱みを利用者が識別し、報告企業の (a) 流動性および支払能力、(b) 追加的な資金調達必要性、(c) 企業が資金調達にどのくらい成功しそうなかを評価するのに役立つ可能性があるとして述べている ([2],para.31)。

③ こうした一般目的財務報告書のさまざまな役割は、損益計算書の目的が単に「2つの時点の間でのストックの価値の変動」に関する情報の提供ではないことを示している。つまり、「概念フレームワーク」において損益計算書と貸借対照表の目的は一致するように設計されていないので、ASBJは、企業の財務業績と財政状態の報告の観点からの測定基礎の選択は本来的に相違するものであり、「概念フレームワーク」から、OCIの使用を廃止または最小限とすることは不適切または実行不可能であろうという結論（同一項目に対する2つの測定基礎の使用を支持する見解）が必然的に導かれると考えている ([2],para.32)。

上記のASBJショートDPによる、同一項目に対する2つの測定基礎の使用を支持する見解において、損益計算書の目的が単に「2つの時点の間でのストックの価値の変動」に関する情報の提供であれば、企業の財務業績と財政状態の報告の観点からの測定基礎は同じとなり、損益計算書の目的が単に「2つの時点の間でのストックの価値の変動」に関する情報の提供でないなら、財務業績と財政状態の報告の観点からの測定基礎は相違すると主張されている。しかしながら、損益計算書の目的が単に「2つの時点の間でのストックの価値の変動」に関する情報を提供することとした場合、それがどのような意味を有するのかが説明されていない。また、「概念フレームワーク」において損益計算書と貸借対照表の目的は一致するように設計されていないので、ASBJは、企業の財務業績と財政状態の報告の観点からの測定基礎の選択は本来的に相違するもの

であり、「概念フレームワーク」から、OCIの使用を廃止または最小限とすることは不適切または実行不可能であろうという結論付けているが、損益計算書と貸借対照表の目的が一致していないことから、同一項目に対する2つの測定基礎の使用を導き出す論理的な説明が十分なされていない。

(5) ASBJ ショート DP の問題点 (その2) : 測定基礎の決定プロセスに関する  
問題点

ASBJ ショート DP は、企業の財務業績の報告の観点からの測定基礎と企業の財政状態の報告の観点からの測定基礎を別々に考慮すべきであるとの前提に基づき、同一項目に対する2つの測定基礎の使用を支持する見解を以下のように主張しているが、その説明プロセスに不明確な点があると考えられる。

① 特定の測定基礎に基づく測定が、企業の財務業績を報告する目的上、「柔らか」すぎる（我々は、これは、結果についての不確実性が高すぎることを意味するものと理解している）と主張された場合には、そうした測定は、企業の財政状態を表示する目的上も、そうした測定基礎が「柔らか」すぎると考えられるため、同様に不適切であろうとの主張があり得るとの指摘があった。これを受けて、企業の財政状態の観点からの測定基礎と企業の財務業績の観点からの測定基礎は、例外的な場合を除いては、別々に考慮すべきではないとの提案があった ([2],para.39)。

② しかしながら、ASBJ は、測定基礎の決定は企業の財務業績の報告の観点から出発すべきであり、企業の財政状態の報告の観点からの測定基礎の決定はその後にするべきだと考えている ([2],para.40)。

③ したがって、ASBJ は、企業の財務業績の報告の観点からの測定基礎と企業の財政状態の報告の観点からの測定基礎を別々に考慮すべきではないという前提により、OCIの使用を最小限とすべきだという目標を設定することは不適切と考えている ([2],para.41)。

上記の ASBJ ショート DP による、同一項目に対する 2 つの測定基礎の使用を支持する見解において、企業の財政状態の観点から適切な測定基礎であっても、企業の財務業績の観点からの測定基礎としては、「柔らか」すぎるので不適切である場合があるので、企業の財政状態の観点からの測定基礎と企業の財務業績の観点からの測定基礎は、別々に考慮すべきであると考えられている。しかしながら、企業の財務業績の報告の観点からの測定基礎が「柔らか」すぎる（結果についての不確実性が高すぎる）こと）がどのような意味を有するのか十分説明されていない。

#### 【注】

- 1) IASB・D.P. (2013 年) のセクション 8 (「包括利益計算書における表示—純利益とその他包括利益」) における財務業績の報告 (OCI とリサイクリングを含む) に関する議論については、文献 [10] で検討した。なお、IASB は、2015 年 5 月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(文献 [9]) を公表した。
  - 2) IASB・D.P. (2013 年) ([7], para.2.49) は、OCI を構成要素として定義しない理由を次のように説明している。「表示のガイダンスに依拠せずに、OCI で報告される収益および費用を純損益で報告される収益および費用と区別するために定義を使用することには、不都合な点がある。
    - (a) 定義を使用することは、ある項目をどのような場合に OCI で報告しなければならないのかを記述するアプローチを適用するための明確な方法となるであろうが、ある項目をどのような場合に OCI で報告することができるのかを記述するアプローチを適用するための明確な方法とはならないであろう。セクション 8 は、ある項目をどのような場合に OCI に含めることができるのかに関するガイダンスを提示することを勧告している。
    - (b) 純損益で使用するための 1 組の構成要素と OCI のための別の 1 組の構成要素とを定義することは、単純明快ではないかもしれない。特に、IASB が、企業が資産または負債の帳簿価額の変動の全体ではなく構成部分 (たとえば、金利の変動から生じる、資産または負債の公正価値の変動部分) だけを OCI で報告すべきだと決定する場合である。」
- IASB・D.P. (2013 年) ([7], para.2.5) は、構成要素を次のように規定している。
- (a) 財政状態計算書において：資産、負債および持分
  - (b) 純損益およびその他の包括利益の計算書において：収益および費用
  - (c) 持分変動計算書において：持分の抛却、持分の分配および持分のクラス間

での振替

(d) キャッシュ・フロー計算書において：キャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフロー

3) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.6) は、純損益と包括利益の定義の前提について、「5 項における定義は、大部分の資産および負債については単一の測定値が使用されるが、一部の資産および負債については2つの測定値が使用されるという前提に基づいて提案している。資産および負債の測定値で企業の財政状態の報告の観点から目的適合性がある(包括利益の算出に使用される)ものは、財政状態計算書に表示される。資産および負債の測定値で企業の財務業績の報告の観点から目的適合性がある(純損益の算出に使用される)ものは、財政状態計算書に表示される測定値と異なる可能性がある。本ペーパーの第3章では、同一の項目に2つの測定基礎が使用される状況を検討している」と説明している。

なお、ASBJ ペーパー (2013) については、原則として、「企業会計基準委員会(仮訳)『純損益/その他の包括利益および測定』(2013年12月)」を用いている。

4) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.11・footnote2) によれば、「純損益が包括利益よりも目的適合性の高い情報を提供する理由は、本ペーパーの第28項で述べる」と説明されている。ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.28) によれば、「本ペーパーの第1章で論じたとおり、ASBJ は、包括利益と純損益の両方を財務諸表の構成要素として扱うべきだと考えている。包括利益は基本財務諸表間の関係を理解するのに必要な重要な構成要素であるが、包括利益は企業の財務業績の報告の観点からは十分に意味があるとはいえない場合がある。包括利益は、本ペーパーの第5項で提案したように、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定を基礎とすることになるからである。さらに、特定の項目を包括利益の算定のために測定する際に、企業の事業活動の成果に関する不確実性が、当該成果が不可逆となるかまたは不可逆とみなされるところまでは減少しない場合がある。測定基礎が企業の財政状態の報告の観点から決定されているからである。他方、純損益は、適切な測定基礎の選択を通じて企業の過去の財務業績に関する情報を提供する。したがって、ASBJ は、純損益は包括利益とは別に必要であると考えている」と説明されている。

5) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.11・footnote3) は、「所有者の投資および所有者への分配も、財務諸表の構成要素として扱うべきである。財務諸表の構成要素間の相互関係は、次のように説明することができる」と述べている。

期首現在の持分+包括利益+所有者の投資および所有者への分配=期末現在の持分

6) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.11・footnote4) は、「財務諸表の構成要素間の相互関係は、次のように説明することができる」と述べている。

包括利益-純損益= OCI

- 7) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.9・footnote1) によれば、「ASBJ の考えでは、純損益、包括利益およびOCIが構成要素であり財務諸表に表示されるのであれば、必ずしも収益と費用を財務諸表の構成要素として扱う必要はない」と説明されている。
- 8) ASBJ ペーパー (2013) におけるここでの ASBJ の主張は、「財務諸表の利用者は、企業への将来のキャッシュ・フローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている。報告企業の過去の財務業績、および経営者がどのように責任を果たしたかに関する情報は、通常、企業の経済的資源に対する将来のリターンを予測するのに役立つ ([1] ,para.21)」ことを前提としている。
- 9) ASBJ ペーパー (2013) ([1] ,para.33) によれば、「ASBJ は、『包括的』という概念は受託責任の考え方と整合的であると考えている。受託責任の観点からは、財務諸表は包括的であるべきで、たとえ一部の取引または事象が非反復的と考えられる場合であっても、あらゆる純損益を開示すべきである。この情報は経営者の能力の評価に影響があるからである」と説明されている。
- 10) ASBJ ペーパー (2013) ([1] ,para.31・footnote9) によれば、「ストック情報も、企業への正味キャッシュ・インフローを評価する際に有用となる可能性がある。特に、これは独自にキャッシュ・フローを生み出す資産に当てはまる」と説明されている。
- 11) IASB・D.P. (2013 年) ([7],para.16) は、財務諸表の利用者が資産または負債による将来キャッシュ・フローに対する寄与を評価するために、現在市場価格に関する情報が原価ベースの情報のいずれを使用する可能性が高いかについて、次のように例示している。「たとえば、(a) 一部の資産は、(たとえば、売却されることによって) キャッシュ・フローに直接寄与する。このタイプの資産については、財務諸表の利用者は、将来キャッシュ・フローに対するその寄与を評価するために、当該資産の現在市場価格に関する情報を使用する可能性が高い。(b) 一部の資産 (たとえば、有形固定資産) は、キャッシュ・フローを直接的には生成しないかまたは他の資産との組合せで使用される。現在市場価格に関する情報は、(特に、当該資産に代替的な用途がない場合) こうした資産に関して目的適合性のある情報を財務諸表の利用者に提供しない場合がある。むしろ、財務諸表の利用者は、過去のマージンを識別し、将来のマージンを見積もるために、取引と資産の消費についての原価ベースの情報を使用することによって、このような資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかを、しばしば評価するであろう。報告期間の末にたまたま保有している資産の市場価格の変動は、この目的にとって目的適合性が特にはないであろう。(c) 一部のタイプの負債については、現在市場価格は、当該負債が将来キャッシュ・インフローをどのように減少させるのかについての最善の指標を提供するであろう。他のタイプの負債については、現在市場価格は、当該負債から生じる最終的なキャッシュ・アウトフローの最善

の指標を提供しない場合がある。たとえば、キャッシュ・フローが固定された非デリバティブ負債の帳簿価額は、期待キャッシュ・フローが変わらなくても変動し、これにより契約上の金利フローに関する情報が不明瞭となる場合がある。さらに、負債を現在市場価格で測定する場合、これにより生じる利得および損失により、当該負債が将来キャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価するのが困難になる場合がある（当該利得および損失が理解可能な方法で分解される場合を除く。）

12) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.75) は、「ほとんどの資産については選択肢があり、選択肢は変化するであろう。IASBは、この不確実性を扱う方法を決定しなければならない」述べたうえで、次のような選択肢を指摘している。

(a) ある選択肢は、現在の活動（事業モデル）、計画、戦略、宣言された意図、過去の慣行により示されるように、資産の価値が実現される可能性が高い方法に基づいて測定する。当該測定値は、実際のキャッシュ・フローを示す可能性が最も高いが、類似のまたは同一の資産を異なる方法で測定する余地があり、これを欠点と考える者がいる。このアプローチは、IFRSが現在要求しているものに最も近い。

(b) 別の選択肢は、最も収益性の高い寄与方法に基づいて測定する。この選択肢は、その後において、最適の寄与方法から乖離する経営者の決定のコストまたは便益を示すが、発生しないであろうキャッシュ・フローを財務諸表の利用者に期待させる可能性がある。類似のまたは同一の資産は同じ方法で測定されるであろう。

13) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.76) は、基本財務諸表において一方の測定値を使用し、別の測定値を財務諸表注記で開示する方法も指摘している。

14) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.79•footnote52) は、原価ベースの測定について、「本ディスカッション・ペーパーは、原価ベースの測定が当初の原価を基礎とすべきか現在原価を基礎とすべきかを検討していない。現行のIFRSは、原価ベースの測定は一般に当初の原価を基礎としている。セクション9において指摘するように、IASBは、現在原価および資本維持の概念に関する問題は、高インフレーションの会計処理に関するIASBの現行の要求事項を見直す将来の考えられるプロジェクトの文脈において議論するのが最も適切であると考えている」と説明している。

15) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.81) は、棚卸資産を現在市場売却価格により測定することの問題点について、「さらに、適切な会計単位、取引コストや関連するサービスに関する義務の処理方法の決定など棚卸資産の現在市場売却価格を算定する際に多くの困難がある。これらの困難があるため、現在市場売却価格の便益は、他のタイプの資産の場合よりも異論が多く、不確実なものとなる」と述べている。

16) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.19) は、6.19項において、回収のために保有されているいくつかのタイプの金融資産について現在市場価格が最も目的適合性の高い測定値となる可能性が高いとの主張を次のように述べている。

「いくつかの金融資産および金融負債（たとえば、デリバティブ）については、当該資産が将来キャッシュ・フローに寄与する方法または当該負債が決済または履行される方法を測定的基础とすることが、将来キャッシュ・フローに関する見通しを評価する際に有用な情報を提供しない場合がある。たとえば、次のいずれかの場合には、これに該当するであろう。

- (a) 最終的なキャッシュ・フローが当初の原価に密接に関連しない場合
  - (b) 契約上のキャッシュ・フローの著しい変動可能性により、原価ベースの測定技法がこうした金融資産または金融負債の存続期間にわたり金利の支払を単純に配分することができないため、その技法が機能しない可能性がある場合
  - (c) 市場要因の変動が当該資産または負債の価値に不均衡な影響を有している（つまり、当該資産または負債に高いレバレッジが掛かっている）場合
- したがって、このタイプの資産および負債については、現在市場価格が最も目的適合性の高い測定値となる可能性が高い。」

17) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.112) は、キャッシュ・フロー・ベースの測定において考慮される要因について、次のように説明している。

「定義上、すべてのキャッシュ・フロー・ベースの測定は、キャッシュ・フローの金額の見積りから始まる。考慮されるであろう他の要因は以下のものである。

- (a) 当該キャッシュ・フローに固有の不確実性から生じるキャッシュ・フローの金額および時期について考え得る変動に関する予想
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 当該キャッシュ・フローに固有の不確実性の負担に対する価格（つまり、リスク・プレミアム）
- (d) 流動性の欠如など、市場参加者が考慮に入れるであろう他の要因
- (e) 負債については、当該負債に係る不履行リスク。これには企業（つまり、債務者）自身の信用リスクが含まれる」

18) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.6.105) は、負債の現在市場価格に関する情報の有用性について、「財務諸表の利用者は、負債の現在市場価格に関する情報が、企業が直面しているリスク（たとえば、満期の異なる資産と負債を保有している金融機関にとっての金利リスクに対するエクスポージャー）を評価するうえで有用と考える場合がある。したがって、IASBは、このタイプの負債の現在価額情報を提供することの便益がコストを正当化するか否かを検討することが必要となるであろう。他のキャッシュ・フロー・ベースの測定についての議論（6.110項から6.130項参照）は、企業自身の信用リスクの結果生じる負債の測定の変動に

関する考慮すべき事項をさらに詳細に記述している」と説明している。

19) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.35) は、「本ペーパーの第1章での議論は、大部分の資産および負債については単一の測定基礎が使用されるが、一部の資産および負債については2つの測定基礎が使用される場合があることを前提としている。この章(第3章—引用者挿入)では、ASBJは、どのような場合に同一の項目に対して2つの異なる測定基礎を使用すべきなのかを論じる。また、別個に資産および負債を論じたさらに詳細な分析を、本ペーパーの後の部分で示す」と述べている。

なお、ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.35・footnote10) によれば、D.P. (2013年)での提案に合わせて、このペーパーでは測定を次の3つの区分にグループ分けしている。

- (1) 原価ベースの測定
- (2) 現在市場価格
- (3) キャッシュ・フロー・ベースの測定

公正価値は、この区分では現在市場価格に含まれる。

20) ASBJ ペーパー (2013) ([1],p.26) は、付録Aにおいて現行のOCI項目とリスク・エクスポージャーとの関係を次のように例示している。

付録A：現行のOCI項目とリスク・エクスポージャーとの関係

IFRS または IFRS 案	認識される資産または負債	OCI 項目	リスク・エクスポージャーの種類	関連するマクロ経済指標
IFRS 第9号 2012年ED	OCIを通じて公正価値で測定する金融資産	割引率の変動	市場リスク	金利
保険契約 2013年ED	保険契約	割引率の変動	市場リスク	金利
IAS 第16号 IAS 第38号 IFRS 第6号	有形固定資産、無形資産、探査および評価資産	再評価益または戻入れ	市場リスク	固定資産価格など
IAS 第19号	年金—確定給付資産または負債の純額	再測定	市場リスク	株価、金利
IAS 第21号	在外営業活動体に対する純投資(およびヘッジ)	為替換算差額	市場リスク	為替
IFRS 第9号 2010年ED	キャッシュ・フロー・ヘッジ手段	公正価値の変動の有効部分	市場リスク	為替、金利
IFRS 第9号	純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債	発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動	信用リスク	N/A
IFRS 第9号	資本性金融商品に対する指定された投資	公正価値の変動	市場リスク	株価

- 21) IASB・D.P. (2013年) ([1],para.42・footnote11) は、「一時的な再測定」の特徴について、次のように説明している。「D.P. の 8.88 項では、収益及費用が次の特徴のすべてを有しているして場合には、それらを OCI に認識することを IASB は検討すべきだと述べている。
- (1) 資産の実現または負債の決済が長期間にわたり行われる。
  - (2) 当期の再測定が、資産または負債の保有期間にわたり、すべて元に戻るかまたは (いずれかの方向に) 著しく変動する可能性が高い。
  - (3) 当期の再測定の全部または一部を OCI に認識することにより、企業が自らの経済的資源に対して得たリターンの主要な指標としての純損益の目的適合性と理解可能性が高まる。」
- 22) 本ペーパーの第 77 項と第 78 項 (37 頁参照) で、キャッシュ・フロー・ヘッジの処理を論じている ([1],para.58・footnote12)。
- 23) 下記の表には含めていないが、資産が回収可能価額を超えない価額で計上されていることを確保するため、減損が発生しているのかどうかを判定する必要がある。減損損失が認識される場合には、現在市場価格またはキャッシュ・フロー・ベースの測定値が、企業の財政状態および財務業績の報告の観点から使用される ([1],para.58・footnote13)。
- 24) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.67・footnote15) は、「本ペーパーの第 84 項から第 87 項では、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に関する発行者自身の信用リスクによる公正価値の変動を論じている。この場合、2 つの測定を同一の項目に使用すべきである」と述べている。
- 25) 本ペーパーは、ASBJ が財務報告基準に関する国際的な議論に貢献するために公表を予定しているショート・ディスカッション・ペーパーシリーズの第一号である。なお、本論文では、ASBJ ショート DP からの引用文については、原則として、「企業会計基準委員会 (仮 訳) ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 1 号：概念フレームワーク『OCI は不要か?』(2014 年 5 月)」を用いている。
- 26) ASBJ ショート DP によれば、「たとえば、IFRS 第 9 号『金融商品』の限定的修正の一部として、IASB は、次の要件の両方を満たす金融商品は FV-OCI で測定しなければならないと決定した ([2],para.19) と説明されている。
- (a) 資産が保有されている事業モデルが、資産を契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理するものであること
  - (b) 金融資産の契約条件が、所定の日において、元本および元本残高に対する利息のみであるキャッシュ・フローを生じさせること
- ASBJ ショート DP によれば、「こうした金融商品に係る再測定損益を純損益を通じて認識することは、そうした金融商品が保有されている事業モデルが、資産を契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理するものである場合であっても、未実現損益を純損益に認識することを意味する。こうした状況

において、再測定損益を純損益を通じて認識すると損益計算書での償却原価情報が失われることになるが、こうした金融商品に係る企業の業績は、最終的には契約上のキャッシュ・フローと公正価値の実現の両方の影響を受けることになる([2],para.20)」と説明されている。

なお、ASBJショートDP([2],para.20・footnote6)によれば、「IASBのED/2012/4「分類および測定：IFRS第9号の限定的修正」のBC22項参照。IASBは、IFRS第9号の限定的修正を、FV-OCI区分に関する要求事項を大幅に修正することなく、最終確定することを決定した」と説明されている。IFRS第9号([8],para.4.1.2A)は、公開草案と同様、「金融資産は、次の両方の条件に該当する場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しなければならない。(a)当該資産が、契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方の目的で資産を管理する事業モデルにおいて保有されている。(b)金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払だけからのキャッシュフローが特定の日に生じる」と規定している。

- 27) IASB・D.P. (2013年) ([7],para.7)によれば、「一般目的財務報告書は、報告企業の価値を示すようには設計されていないが、現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者が報告企業の価値を見積るのに役立つ情報を提供する」と説明されている。
- 28) ASBJショートDPは、こうした金融商品の公正価値情報を財務諸表に注記として開示する方法について、次のように説明している。「会計基準設定主体がこうした金融商品の公正価値情報を財務諸表注記に開示することを要求することによって、財務諸表全体としては2組の情報を引き続き提供するようにすることは可能である。情報が財務諸表に開示される限り、情報が表示される場合が財務諸表本体なのか財務諸表注記なのかは、関係ないという主張もあり得る([2],para.24)。しかし、多くの者は、情報を財務諸表本体と財務諸表注記のどちらに表示することを要求するのかによって、測定における作成者および監査人の注意と吟味のレベルに相違を生じさせると考えている。さらに、一部の法域では、公開会社の財務諸表注記の情報は、利益発表が開示されたかなり後に公開される。こうした理由から、これらの利害関係者は、情報の表示場所は重要だと考えている([2],para.25)。さらに、近年、財務報告書の利用者は、貸借対照表においてより多くの現在価額情報を提供することをますます求めるようになってきている。したがって、たとえ同様の現在価額情報を財務諸表注記に表示するとしても、利用者が、現状OCIを用いて現在価額で測定されている多くの項目を原価ベースの測定値で測定するという考えを受け入れると想定することは全く現実的ではない([2],para.26)。」
- 29) 「財務報告のための概念フレームワーク(2010年)」([4],para.OB18)は、財務業績に関する情報(純損益に関する情報)について、「ある期間中の報告企業の

財務業績に関する情報は、投資家および債権者から追加的な資源を直接入手すること以外による経済的資源および請求権の変動を反映するものであり、企業が正味キャッシュ・インフローを生み出す過去および将来の能力を評価する際に有用である。当該情報は、報告企業が利用可能な経済的資源をどの程度増加させたかを示すものであり、投資家および債権者から追加的な資源を直接入手することによるのではなく、営業活動を通じて正味キャッシュ・インフローを生み出す企業の能力を示すものである」と説明している。

- 30) 「財務報告のための概念フレームワーク (2010年)」 ([4],para.OB16) は、財務業績に関する情報 (企業が生み出したリターンに関する情報) について、「報告企業の財務業績に関する情報は、企業が自らの経済的資源を利用して生み出したリターンを利用者が理解するのに役立つ。企業が生み出したリターンに関する情報は、報告企業の資源を効率的かつ効果的に利用する責任を経営者がどのくらいうまく果たしたかについての指標を提供する。そのリターンの変動性と構成に関する情報も、特に、将来キャッシュ・フローの不確実性を評価する際に有用である。報告企業の過去の財務業績、および経営者がどのように責任を果たしたかに関する情報は、企業の経済的資源に基づくその将来のリターンを予測するのに、通常役立つ」と説明している。
- 31) 財務報告のための概念フレームワーク (2010年) ([4],para.OB13) は、経済的資源および請求権に関する情報について、「報告企業の経済的資源および請求権の特質および金額に関する情報は、報告企業の財務上の強みと弱みを利用者が識別するのに役立つことができる。当該情報は、報告企業の流動性および支払能力、追加的な資金調達必要性、企業がその資金調達に成功する可能性はどのくらいかを利用者が評価するのに役立つ。現在の請求権の優先順位と支払要求に関する情報は、将来キャッシュ・フローが報告企業に対する請求権を有する者の間どのように分配されるかを利用者が予測するのに役立つ」と説明している。
- 32) IASB・D.P. (2013年) は、橋渡し項目について、「資産または負債を再測定する場合、当該再測定の影響の全体を純損益に反映することにより、通常は、財務諸表の利用者にとって最も目的適合性が高く、理解可能な情報が提供される。しかしながら、IASBは、時には、資産または負債を再測定すべきであるが、純損益における情報は財政状態計算書で使用するのは異なる測定を基礎とすべきであると決定する場合がある。これは、両方の測定が有意義で、理解可能でかつ明確に説明できることが条件となる ([7],para.8.55)。財政状態計算書で使用する測定とは異なる測定を純損益における情報の基礎とするためには、それら2つの測定値の間の差異の変動を橋渡し項目としてOCIに表示することになるであろう。OCIに認識される累計額は、この2つの測定値の間の差額となるであろう。言い換えると、その累計額は、両者の間の橋渡しを提供する ([7],para.8.56)」と説明している。

- 33) D.P. (2013 年) ([7],para.8.62) は、ミスマッチのある再測定について、「収益または費用の項目が、場合によっては、資産、負債または過去のもしくは予定された取引の結び付いた集合体の一部分だけの影響を表していることがある。このことは、その結び付いた集合体の中の項目の1つ（またはある項目の一部）が定期的に現在価額に再測定され、それと結び付きのある項目が再測定されないかまたは認識されるとしても後の時期まで認識されない場合に生じる。ミスマッチのある再測定は、収益と費用の項目が項目の結び付いた集合体をきわめて不完全にしか表現しないために、IASB の意見によれば、企業が当期に自らの資源に基づいて得たリターンに関して目的適合性のほとんどない情報しか提供しない場合である。このような場合、ミスマッチのある再測定を純損益に認識すると、純損益に含まれる金額の理解可能性と予測価値を低下させることになるであろう」と説明している。
- 34) ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.77・footnote16) は、「ASBJ は、その後に非金融資産または非金融負債の認識を生じる予定取引のヘッジ (IAS 第 39 号『金融商品:認識および測定』の第 98 項 (a) による) の場合には、累積 OCI の残高はヘッジ手段が認識の中止となった後も残ることを承知している。こうした場合には、ASBJ の考えでは、2つの異なる測定基礎は使用されていないので、こうしたキャッシュ・フロー・ヘッジは連結環としては説明できない」と説明している。
- 35) IASB・D.P. (2013 年) ([7],para.8.94) は、「有形固定資産、無形資産の再評価」を「一時的な再測定」の適用例の1つに挙げているが、ASBJ ペーパー (2013) ([1],para.79) は、「有形固定資産、無形資産の再評価」の議論は、OCI として会計処理すべきであるという前提で行うべきではないとの見解を「ASBJ の考えでは、再評価モデルの目的を考慮に入れて、有形固定資産および無形資産の再評価についての OCI の使用を再検討すべきである。再評価モデルの目的が、資本維持概念に基づいて物価変動に対応することであるならば、利得および損失を、OCI ではなく、資本の内訳項目として調整することが適切となる可能性がある。ASBJ は、資本維持の議論は本ペーパーの範囲を超えるので、これ以上の検討はしない。それでも、ASBJ の考えでは、この項目の議論は、OCI として会計処理すべきであるという前提で行うべきではない」と主張している。
- 36) IASB・D.P. (2013 年) は、8.72 項から 8.74 項において年金（確定給付資産または負債の純額の再測定）の取り扱いについて、次のように説明している。
- 確定給付資産または負債の純額は、一般に長期的なものであり、このことは、金利などのような変動性の高い市場ベースのインプットの小さな変動が、当期に認識される再測定に重大な影響を与える可能性があることを意味する。これらの影響は、長期の保有期間にわたり元に戻るかまたは大きく変動することがありうるので、財務業績に関する情報は、これらの再測定を OCI に表示するほうがより一層適切に伝達できると主張する者がいる ([7],para.8.72)。しかしながら、ア

アプローチ 2A を適用すると、IAS 第 19 号「従業員給付」に準拠した、確定給付年金資産または負債の純額の再測定は、次のような理由で OCI に認識されないであろう ([7], para.8.73)。

- (a) 認識または再測定されていない、結び付きのある項目がないため、ミスマッチのある再測定ではない。
- (b) 橋渡し項目ではない。純損益に認識された累計額は、負債または資産の有意義で、理解可能でかつ明確に説明できる測定値と整合的でない。これは次の理由による。
  - (i) 純損益に認識される金額は、各期首において再設定される割引率を用いて決定される。これらの金額の累計額は、経緯によってしか説明できず、有意義で、理解可能で、かつ明確に説明できる測定値として説明できない。原則的には、このことは義務の存続期間を通じて純損益における認識について単一の割引率を使用することにより克服できるが、このことには、相当の追跡作業と運用上の複雑性、または極めて恣意的な単純化が必要となる。これにより生じる情報が財務諸表の利用者にとって目的適合性を有することが明らかではない。
  - (ii) 実際のキャッシュ・フローと過去の見積りとの間の差額が、リサイクリングされずに OCI に累積される。これらの差額に対するリサイクリングについてのどのような基礎も、恣意的となるかまたは極めて複雑となるであろう。

確定給付資産および負債の純額の再測定のさまざまな取扱い方法には、次のものが含まれる ([7], para.8.74)。

- (a) 可能ならば、8.73 項 (b) で議論した運用上の割引率の論点に対処して、確定給付資産または負債の純額の再測定を橋渡し項目として扱えるようにする。
- (b) 確定給付年金資産または負債の純額の再測定が、橋渡し項目またはミスマッチのある再測定の概念に合わないことを認めるが、それでも OCI の使用を要求する。これは IASB が特定の基準を開発または改訂する際に行う決定となる。
- (c) 確定給付年金資産または負債の純額の再測定を、純損益の中の独立の表示科目として認識し表示する。

37) アジェンダペーパー 10H(a) は、確定給付資産または負債の再測定をリサイクルするためのいくつかの代替案について、次のように説明している。「リサイクリングを実施する局面は、確定給付制度を各制度参加者に対する一連の義務ではなく、会計単位として取り扱うことにより、処理できであろうと考える者がいる。リサイクリングは、制度自体が処分または廃止される場合に生じるであろう。彼らは、この見解を支持するガイダンスが IAS19 にあると考えている。しかしながら、この見解に反対する者によれば、IAS19 は確定給付制度を新制度の構

成員が絶えず離脱する者と入れ替わる『オープンブック』としてではなく、有限の存続期間を有する資産また義務である『クロズブック』として取り扱っていると考えている。この見解を支持する者によれば、確定給付年金の正味資産または負債の測定は、橋渡し項目としての規準を満たす可能性があるとされている ([6],para.68)。他の見解によれば、リサイクリングにとって適切な基礎が決定されたとしても、確定給付年金の正味資産または負債の測定は、橋渡し項目としての規準を依然として満たさないであろう。この理由は、正味確定給付負債（資産）に関するサービスコストおよび正味利子が期首で更新される割引率を用いて決定される点にある。したがって、純損益において報告される累積額は、負債または資産についての有意義で、理解可能で、かつ明確に説明可能な測定値に相当しない ([6],para.69)。」

- 38) IASB・D.P. (2013年) は、6.128項から6.130項において企業自身の信用リスクについて、次のように説明している。「企業が負債を満期時に決済できない可能性がある。この不確実性は、借入金の市場価格（課される利率）や債券の当初の発行価格に反映され、取引価格のあるすべての負債の価格付けに何らかの形で織り込まれている。したがって、それらの負債の当初測定値に自動的に含まれている。そのような場合に、負債の事後測定が不払いの確率の変動による期待キャッシュ・フローの変動を反映すべきか否か、および不払いの確率の変動のリスク負担に対する市場価格の変動を反映すべきか否か論争となる ([7],para.6.128)。負債の測定値を信用リスク（および市場金利）の変動について更新することにより、区別する力が高まる。言い換えると、額面金額または当初の受取額が同様であるが支払の金額および時期が異なる負債を区別するのに役立つ。企業の信用度が悪化することまたは債務不履行の確率の変動のリスク負担に対する市場価格の上昇があったことにより、負債をより高い利率で割り引く際に認識される利得に、懸念が一般に集中している。利得の認識は、通常は良好な業績の指標と考えられるが、この場合には、利得は企業の全体的な財政状態が悪化したことを示す ([7],para.6.129)。他のキャッシュ・フロー・ベースの測定については、企業自身の信用リスクによる不確実性を反映することは、当初測定についても議論の余地がある。キャッシュ・フローの見積りにおける不確実性が市場の見方を反映する場合には、当該見積りは確実に企業の信用度による不確実性を含むであろう。しかしながら、不確実性が企業自身の観点からのものである場合には、企業の信用度による不確実性を反映することもあれば、反映しないこともある。 ([7],para.6.130)。」

なお、IFRS第9号 ([8],para.5.7.7) は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債について、次のように規定している。

「企業は、4.2.2項および4.3.5項に準拠して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る利得または損失を、次のように表示しな

ければならない。

(a) 当該負債の公正価値の変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する金額は、その他の包括利益に表示しなければならない。

(b) 当該負債の公正価値の変動の残りの金額は、純損益に表示しなければならない。

ただし、(a)に示した当該負債の信用リスクの変動の影響の処理が、純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大される場合を除く（この場合には、5.7.8項が適用される）。B5.7.5項からB5.7.7項およびB5.7.10項からB5.7.12項は、会計上のミスマッチが創出または拡大されるかどうかの判定に関するガイダンスを示している。」

また、IFRS第9号（[8],para.5.7.8）は、「5.7.7項の要求事項が純損益における会計上のミスマッチが創出または拡大することとなる場合には、企業は、当該負債に係るすべての利得または損失（当該負債の信用リスクの変動の影響を含む）を純損益に表示しなければならない」と規定している。

39) ASBJペーパー（2013）（[1],para.90）によれば、「本ペーパーの第56項から第58項で論じたとおり、『資産の売却』により将来キャッシュ・フローに寄与するトレーディング目的で保有する資本性金融商品については、ASBJは、現在市場価格が、企業の財政状態と財務業績の両方の報告の観点から目的適合性があると考えている。したがって、単一の測定基礎を使用することになるので、OCIは使用されないことになる」と説明されている。

40) ASBJペーパー（2013）（[1],para.91・footnote18）によれば、戦略的投資について、次のように説明されている。「ASBJは、トレーディング目的で保有するもの以外のすべての資本性金融商品に対する投資が戦略的投資に該当し得るとは考えていない。たとえば、戦略的投資の範囲を以下の要因を考慮して識別することが有用かもしれない。

(1) 当該投資の目的が、資本増価の獲得ではなく、投資先との事業関係の維持または強化である。

(2) 当該投資についての業績評価の主たる基礎が、公正価値の変動ではない。

(3) 通常、当該投資の保有期間が長期である。」

なお、IFRS第9号（[8],para.5.7.5）は、資本性金融商品に対する投資の公正価値オプションについて、「当初認識時に、企業は、本基準の適用範囲に含まれる、売却目的保有ではない資本性金融商品に対する投資の公正価値の事後的な変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる」と規定している。

【参考文献】

- [1] Accounting Standards Board of Japan, *Conceptual Framework Profit or Loss/OCI and Measurement* (December,2013) 企業会計基準委員会(仮訳),概念フレームワーク「純損益/その他の包括利益および測定」2013年12月
- [2] \_\_\_\_, ASBJ Short Paper Series No.1 *Conceptual Framework Is OCI Unnecessary?* (May,2013) 企業会計基準委員会(仮訳) ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第1号:概念フレームワーク「OCIは不要か?」2014年5月
- [3] International Accounting Standards Board, *International Accounting standard No.21 : The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* (December,2005)
- [4] \_\_\_\_, *The Conceptual Framework for Financial Reporting* (September, 2010)
- [5] \_\_\_\_, *International Accounting Standard No.19: Employee Benefits*(June, 2011)
- [6] \_\_\_\_, *Agenda Staff Paper 10H(a) Conceptual Framework: Draft discussion paper – Section 8 :Presentation in the statement of comprehensive income - profit or loss and OCI*(April 2013)
- [7] \_\_\_\_, *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting* (July,2013)
- [8] \_\_\_\_, *International Financial Reporting Standard No.9: Financial Instruments* (July,2014)
- [9] \_\_\_\_, *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting* (May,2015)
- [10] 榑原英夫(稿),「純損益とその他の包括利益 その1 – IASBの概念フレームワーク D.P.を中心にしてー」『立正経営論集』第48巻第1号,2015年9月,1-38頁